平成２９年第３回野洲市議会定例会会議録

招集年月日	平成２９年６月１５日				
招 集 場 所	野洲市役所議場				
応 招 議 員	１番	稲垣　誠亮	２番	北村五十鈴	
	３番	荒川　泰宏	４番	丸山　敬二	
	５番	岩井智惠子	６番	髙橋　繁夫	
	７番	太田　健一	８番	野並　享子	
	９番	東郷　正明	１０番	中塚　尚憲	
	１１番	上杁　種雄	１２番	市木　一郎	
	１３番	山本　　剛	１４番	鈴木　市朗	
	１５番	矢野　隆行	１６番	梶山　幾世	
	１７番	坂口　哲哉	１８番	河野　　司	
	１９番	立入三千男	２０番	欠　　　員	
不応招議員	なし				
出 席 議 員	応招議員に同じ				
欠 席 議 員	なし				

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市　　　長	山仲　善彰	教　育　長	西村　　健
政策調整部長	寺田　実好	教 育 部 長	竹中　　宏
総 務 部 長	上田　裕昌	市 民 部 長	田中　理司
健康福祉部長	瀬川　俊英	健康福祉部政策監（高齢者・子育て支援担当）	辻村　博子
都市建設部長	小山　日出夫	環境経済部長	遠藤　由隆
政策調整部次長	武内　了恵	総務部次長	竹中　　宏
広報秘書課長	北脇　康久	総 務 課 長	長尾　健治

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	大藤　良昭	事務局次長	辻　　義幸
書　　　記	吉川　加代子	書　　　記	佐敷　政紀

議事日程

諸般の報告

第１　会議録署名議員の指名

第２　議第４９号から議第８０号まで

（平成２９年度野洲市病院事業会計予算　他３１件）

質疑

第３　議第５４号から議第８０号まで

（野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて　他２６件）

討論、採決

第４　議第４９号から議第５３号まで

（平成２９年度野洲市病院事業会計予算　他４件）

常任委員会付託

第５　一般質問

開議　　　　　　午前９時００分

議事の経過

（再開）

○議長（坂口哲哉君）　（午前９時００分）　皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、１９人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、６月８日と同様であり、配付を省略しましたので、御了承願います。

（日程第１）

○議長（坂口哲哉君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、第５番、岩井智恵子議員、第６番、髙橋繁夫議員を指名いたします。

（日程第２）

○議長（坂口哲哉君）　日程第２、議第４９号から議第８０号まで、平成２９年度野洲市

病院事業会計予算他３１件を一括議題といたします。

これより質疑に移ります。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

第１０番、中塚尚憲議員。

○１０番（中塚尚憲君）　ちょっと先に暫時休憩してもらっていいですか。

○議長（坂口哲哉君）　暫時休憩いたします。

（午前９時０１分　休憩）

（午前９時０７分　再開）

○議長（坂口哲哉君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

第１０番、中塚尚憲議員。

○１０番（中塚尚憲君）　議案質疑を行います。

議第５０号平成２９年度野洲市一般会計補正予算（第２号）について、質疑いたします。

海洋センタープール管理運営業務の経費増加による管理運営費の増額１３５万１，０００円について、なぜ増額になったのかの詳細をお伺いします。

○議長（坂口哲哉君）　教育部長。

○教育部長（竹中　宏君）　皆さん、おはようございます。

それでは、議第５０号平成２９年度野洲市一般会計補正予算（第２号）について、中塚議員の御質問についてお答えを申し上げます。

海洋センタープール管理運営業務の経費の増加による管理運営費の増額、１３５万１，０００円につきましての御質問でございます。野洲市総合体育館温水プールと野洲市中主Ｂ＆Ｇ海洋センタープールの管理運営業務は、それぞれの個別の施設でございますけれども、同様の業務でございますから委託契約でございます。そういったことから、共通経費の効率化により金額を抑えられるよう、一括して入札をしているものでございます。

温水プールの契約を解除したことに伴いまして、海洋センタープール単独の委託契約となったことによりまして、共通経費でございます兼務であったプールの総括責任者の専任化、それと警備業法に基づきまして、研修の単独実施などの経費の増加によりまして、今議会で１３５万１，０００円の追加補正をお願いしているところでございます。

なお、過去からの経過でございますけれども、２つのプールにおきまして、それぞれ個別で入札していたものを一括の入札としてスケールメリットを働かせましたが、今回１カ所となりましたので、そういったことで経費が必要となったものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君）　中塚議員。

○１０番（中塚尚憲君）　ありがとうございます。

２点再質問します。

今､スケールメリットというようなお話が出たと思うんですけれども､この辺の具体的、今、言葉使われているので多分理由わかられていると思うので、その辺ちょっともう一度説明していただきたいのと、それに伴ってスケールメリットがあったと思って一括でやっていたのが個別に変わるということは、スケールメリットがとれていたのかどうかがちょっとわからないので、その辺を説明していただきたいのと、あと経費がふえたというような形の説明を受けるんですけれども、実際総合体育館のプールの業務は減っているわけなので、まあ言うたら実質減っているところもあると思うんですね。行く交通費も減れば見る場所も圧倒的に減っているはずなんですけれども､経費がふえているだけなんですけど、減額されている経費があれば教えていただけますか。その２点お願いします。

○議長（坂口哲哉君）　教育部長。

○教育部長（竹中　宏君）　今、中塚議員から３つの御質問をいただきました。

まず、スケールメリットと一括という形の経費の関係ですけれども、過去からの経過を申しますと、温水プールとＢ＆Ｇですけれども、例えば２４年度ですと、Ｂ＆Ｇですと、一部監視業務をしていた。それと、温水プールにつきましてはスイミング教室だけの委託をしていたと。その残りについては、文化体育振興事業団の職員がしていたものです。それから、平成２５年度になりまして、文化体育振興事業団から市の教育委員会の職員として一括して直営化を行ったものでございまして、２７年度からは２つの施設を一括で合併入札したという形で、平成２７年度からは確実に金額が落ちてきたということがございます。そうしたことから、一括して経費の削減を行ったということでございます。

それと、プールのほうですけれども、プールにつきましては５年間の長期契約をしていたところですけれども、残り３年間はもう契約解除という形で、今回、１億５，０００万円程度、要求はしていません、もう予算がありませんので要求はしてないんですけども、その辺は減ってきているということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君）　中塚議員。

○１０番（中塚尚憲君）　ごめんなさい、聞き漏らしていたかもしれないですけど、今、

減額になった詳細って言うてくれはりました。確認なんで、質問じゃなくて。そこの詳細、ふえているんじゃなくて減っている経費を教えてくれと言ったんですけど、今、そんなふうな感じで聞けなかったんですけど、今、確認なんで、議長、確認してもらってもいいですか。

○議長（坂口哲哉君）　教育部長。

○教育部長（竹中　宏君）　減額になったものにつきましては、結局温水プールを閉鎖いたしました。そのことからも、そちらのほうの管理業務、これについてはもう全くなくなってきたというものでございます。

○議長（坂口哲哉君）　じゃあ、３回終わりました。

○１０番（中塚尚憲君）　いや、確認ですよ。今。

○議長（坂口哲哉君）　３回終わりました。

○１０番（中塚尚憲君）　今ので終わり。

○議長（坂口哲哉君）　終わり。

○１０番（中塚尚憲君）　今、答えてはりませんよ。

○議長（坂口哲哉君）　次行ってください、次。

○１０番（中塚尚憲君）　答えてありませんよ。

　次行きます。議第５３号野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例について質問いたします。

　市長はこれまで重大な課題について市民の意見を聞き、高い透明性を保ちながら制度設計していると主張されているが、温水プールの閉鎖に関して、市民や利用者の意見を聞く機会を設けたのかが１点。

　閉鎖後の市民の意見はどうかが２点。

　３点目が、閉鎖することが合理的と判断されたようであるが、合理的とした理由は何か。

　４点目、既に３月３１日をもって閉鎖としているが、条例改正が今議会となった理由は何か。

　５点目、本改正において施行日を公布の日からとしながらも、既に温水プールを閉鎖している事実に違法性はないか。

　６点目、市のホームページに安全性を最優先にして温水プールを再開しようとすると約５，０００万以上の経費が見込まれるとあるが、経費算出の根拠はあるのか。

　最後、７点目、改修工事の見積もりはどの業者で、工事内容はどのようなものかをお答

えください。

○議長（坂口哲哉君）　教育部長。

○教育部長（竹中　宏君）　それでは、中塚議員の７点に及ぶ御質問にお答えをさせていただきます。

まず、１点目の市民や利用者に意見を聞く機会の御質問でございます。

１２月１日から臨時休館をいたしました。そういったことから、その以前にスイミングスクールの受講者、あるいはそれ以降全員に電話ないし口頭で連絡をしたところでございます。そういったことから、御理解をいただいたということでございます。

また、市内の公共施設にポスターを掲示するなどしまして、啓発活動をしたところでございます。その後、最終の判断としましては、市民の代表である市議会の全員協議会において協議事項として御説明しまして、了としていただいたものでございます。

２点目の閉鎖後の市民の意見ですけれども､利用者からは再開を望む声もありましたが、事情を御説明いたしましたら、御理解をいただけたというところでございます。

それと、２月１７日に開催いたしましたまちづくり井戸端座談会におきましても、どちらかといえば余熱利用への御意見を頂戴いたしましたが、温水プールへの閉鎖には御理解をいただいたというところでございます。

それと、３点目の合理的とした理由でございますが、安全性を最優先として温水プールの再開をしようとすると、１月の全員協議会でも御説明させていただきましたが、耐震性も改善しなければならず、ホームページに掲載しているように、約５，０００万円以上の改修経費と期間が必要となります。天井の改修工事とは別に、さらにボイラー、ろ過器、ポンプなどの停止をしているための、さらに設備の再整備に時間と費用を要するということから、実質改修後２年程度しか利用いただけないこととなります。さらに２年間の稼働で収支を試算しますと約１億円の経費が必要となり、このようなことから、１月２６日の全員協議会で御協議いただきまして、了承をされたものでございます。その後、１月３０日の教育委員会臨時会議におきまして、温水プールの閉鎖につきまして議決をいただいたものでございます。

今後は､当初の余熱利用施設のオープンによる施設の持ちかえの計画がありましたので、現プールをアリーナに改修するところをより加速化しまして判断しましたので、そういったことが合理的であるというところでございます。

４点目の条例改正が今議会になった理由でございますが、温水プールの建設に当たりま

しては、国・県の補助金を受けております。補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律によりまして財産の処分の制限があることから、本年２月早々に県を通じ国への照会をしておりました。その回答が、４月１４日に国が温水プール設置条例を廃止しても差し支えないというような判断をされた連絡が県からございましたので、これを受けまして今議会で議第５３号野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例を提案させていただいているところでございます。

５点目の違法性につきましては、先ほども言いました補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律に抵触するおそれがないかですが、国に条例廃止の確認をしており、承認を得た後の提案でございまして、問題はございません。

６点目のホームページの改修工事についてですが、全員協議会で御説明申し上げました工事費、それに設備費など、再開に伴う必要な経費を含めまして約５，０００万以上としたものでございます。

７点目の改修工事の見積もりについては、昨年１２月に野洲市総合体育館・温水プール棟天井劣化度調査業務の中で、改修工事といたしまして、概算工事費の調査を設計会社に委託したものでございます。

工事の内容ですが､プール全面に安全ネットを張る安全性のみの工法と､プールの天井、照明器具、空調ダクト、全てを撤去して法的基準に適合する改修でございます。

なお、業者からは３つの提案がございましたが、教育委員会としましては、安全性や一部改修にとどまった提案でございましたので、２点に絞ったものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君）　中塚議員。

○１０番（中塚尚憲君）　ありがとうございます。

再質問いたします。

問１などで何回か出てきたんですけれども、議会で説明し、了としたというような話があるんですけれども、議会はその中で採決もしておりませんので、みんながみんな賛成、もちろん全員協議会自体は採決する場所ではありませんので、それを議会があたかも全員賛成しているよみたいな感じで今全て答えて進められてるのがちょっと異質に感じるので、その辺のことを答えていただきたいのと、３月３１日をもって閉鎖としているというような形で、違法性がないというような話をお伺いしたんですけれども、野洲市総合体育館の温水プールのホームページでは、１月２６日更新分では１２月１日より臨時休館しますと

いうようなこと。今後は、プールの閉鎖に向けた正式な手続に入っていきますというような文言で、回数券を払い戻しすることになるが、４月以降に開始となる見込みというような文言があります。この中の正式な手続と呼ばれるものがどれに当たるのか、もしないようだったら、そこのことも教えてください。

２月１日のホームページでは、３月３１日をもって閉鎖することになりましたと。もう勝手に変わっています。３月２５日の更新の部分では、プールの閉鎖に伴う回数券の払い戻しについてというような形で、もう勝手に話が進んでいるような形になっています。なので、旧館から閉鎖に変わった理由、この条例が廃止されてからでも別に休館から閉鎖でも手続としては問題がない。わざわざこの文言を閉鎖に追い込んだ理由がわからないので、その文言を変えはった理由を教えてください。

そして、最後は改修工事見積もりで、業者さんが安い見積もり、一番安くてすぐ使える状態というものもあったと思うんですけれども、それを適用されなかった理由を教えてください。

○議長（坂口哲哉君）　教育部長。

○教育部長（竹中　宏君）　まず、全員協議会のお話でございますが、全員協議会でいろいろと御議論をいただきました。その中で、６名の議員の方々から御意見をいただいたところでございます。その中には、利用者のつなぎという形、あるいは早期のアリーナの加速化、あるいは還付の仕方、それと優秀なインストラクターの引きとめ、それから多額の税の投入ということで、最終的に全員協議会では議長裁決で了という形でされたものでございます。

それと、違法性の話でございますけれども、いわゆる先ほど申しました適化法でございますけれども、まず適化法の法律をクリアすることが一番重要でありまして、その承認を国のほうに得ていた。その得た答えが４月１４日であったということで、その後の閉鎖の手続で、今議会で条例の改正案を提案させていただいたということでございます。

それと、先ほどもう一点、休館から閉鎖という形ですけれども、先ほど言いましたように、全員協議会の手続を踏みまして、臨時教育委員会議で御承認いただきました。そういった形から、臨時から休館という形に変わっていったものでございます。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君）　中塚議員。

○１０番（中塚尚憲君）　最後、１点質問します。

今、回答で４月１４日で国から回答があってというような形やったんですけど、先ほどホームページのほうの説明をしたと思うんですけれども、２月１日の段階でもう閉鎖という言葉が使われているんです。その回答を待たずしてこの閉鎖という言葉を使われていることがすごく違和感があるので、そのあたり、なぜそれを待たずに閉鎖にしたのか、誰が決めたのか、教えていただけますか。

○議長（坂口哲哉君）　教育部長。

○教育部長（竹中　宏君）　先ほど言いましたように、１月２６日に議員の全員協議会を開いていただきました。その中で了としていただいたところでございます。そして、１月３０日に臨時教育委員会議を持ちまして、閉鎖することを御承認いただきました。それをもって確定しましたので、２月１日から閉鎖を公表したところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○１０番（中塚尚憲君）　終わります。

○議長（坂口哲哉君）　次に、第１番、稲垣誠亮議員。

○１番（稲垣誠亮君）　それでは、議第４９号平成２９年度野洲市病院事業会計予算並びに議第５０号平成２９年度野洲市一般会計補正予算（第２号）における、まず最初に議第４９号平成２９年度野洲市病院事業会計予算について質疑いたします。

平成２９年度野洲市病院事業会計予算書の給与費明細書について、一般職の該当職員が２名とありますが、２名の合計金額のため、給与費の個別明細と、これはどこからの人材を充てるのか、また業務の具体的な内容について、政策調整部長に説明を求めます。

○議長（坂口哲哉君）　政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君）　議員の皆さん、改めておはようございます。

それでは、ただいま稲垣議員の御質問に対しましてお答えをさせていただきます。

病院事業会計の給与費の明細書につきましては、一般会計予算と同様に、総数までを記載しているものでございまして、個別の明細までは記載をいたしておりません。

２点目でございます。人材をどこから充てるのかという御質問でございますけれど、これにつきましては野洲市職員の中から充てようとするものでございます。

３点目、最後になりますけれど、業務内容につきましては、主に病院施設の設計業務や機器整備計画の策定などを中心に担う職員を想定いたしまして予算計上をしております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君）　稲垣議員。

○１番（稲垣誠亮君）　給与費の個別明細については、ちょっと特定で開示できないということなんですが、２名ということなんで、一人一人分の合計金額というんですか、それのみやったら回答していただいても差し支えないと思いますので、それについて御回答いただけないでしょうか。個別のすごい内訳は必要ないので、その一人一人の方の総合計の部分だけでもいいので、ちょっとそれについて開示いただけないでしょうか。

○議長（坂口哲哉君）　政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君）　今の個別明細のお話をいただいたんですけれど、その点につきましては、先ほど申し上げましたように、一般会計同様、他の特別会計についても総数を計上している手技で予算書を作成させていただいております。個別の明細の必要性がないという観点から予算書を作成しておりますんで、それを個別に書かせていただくことによって個人を特定するようなことにもなりかねないので、このような形をとらせていただいているということで御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君）　稲垣議員。

○１番（稲垣誠亮君）　わかりました。じゃあ、この２名の方というのは、現在の、簡単に、推測でしかないんですけど、市民病院整備課というんでしょうか、そちらのほうから移転というか、そういうのが、当然これ、専門的な知識もやはり業務上必要だと思いますので、そういうことで理解してよろしいんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君）　政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君）　今、稲垣議員おっしゃっていただいたお見込みのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君）　稲垣議員。次行ってください。

○１番（稲垣誠亮君）　それでは、次の議第５０号平成２９年度野洲市一般会計補正予算（第２号）について質疑いたします。

まず、１点目ですが、歳出における総務費、選挙費、住民投票費として１，６６７万円が今回計上されていますが、仮に平成２９年度１０月執行の野洲市議会議員選挙と同日投票とした場合、この住民投票費は、住民投票の執行費用は幾ら減額が可能となるのか。シミュレーションを実施済みであると思われますので、この点について不要部分、概要等を踏まえ、詳細な説明を求めます。

次に、２番目ですが、歳出における、１０教育費、６保健体育費、２体育施設費における、事業名、海洋センター管理運営費におけるプール管理運営業務について、契約委託の詳細のほか、詳細な説明を教育部長に求めます。よろしくお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　議員の皆さん、おはようございます。

稲垣議員の市議会議員選挙と住民投票を同日投票とした場合、幾ら減額可能となるのかという御質問にお答えをいたします。

まず、住民投票については、病院の整備を急がないといけないというスケジュールでやっておりますので、こちらとしては市議会選挙と一緒という想定はしておりません。一切していません。それと、御承知のように、住民投票の制度と公職選挙法に基づく市議会選挙はさまざまな制度の違いがあります。今、何か憲法の改正の国民投票も国会議員の改選でやるとかというのはマスコミで報道されていますけども、それがふさわしいかどうかはあります。公職選挙法で議員選挙は、特に日本の選挙の場合は戸別訪問できないとか発行物が限られているとか、すごく制約がありますから、それと、いわゆる民意の公平で公開された反映である住民投票、国民投票も一緒だと思いますけども、それを一緒にやるという発想がいかが、全然別制度ですから、だから発想していません。

ただし、御質問がありましたから整理をいたしますと、要するに選挙なり住民投票で必要な経費というのは、人件費、会場費、そして印刷費ですね、広報とか投票用紙とかということであります。何が省けるのかというと、会場費の中に含まれるといいますか、機器代くらいです。野洲の場合は国政選挙と憲法の国民投票とは全く違いまして、もうよく御存じだと思っている、何でこんな質問が出てきたんかなと思うんですけども、野洲はｻｷｵｲで１８歳以上にしました。今、国も１８歳以上です。しかし、野洲の場合は外国人の方を対象にしています。ということは、同じ受付ではできません。国会議員と最高裁判所の投票を一緒にするみたいに投票箱を置いてやるわけじゃなしに、投票室へ入ってくる方が違いますから、だから別の部屋を用意しないとだめです。ということは、受付もダブルに要ります。大きく想定しましたら、省けるのが幾らかとおっしゃったんで、機器代の部分で１６０万ぐらいは省けますけども、会場を分けないといけないとか部屋を２つとか、あるいは受付の人員とか、これは省けませんし、逆に基本的なところは市の職員と一部外部の方、期日前なんかはやっていますけども、それで足らなければ、同じ日にやろうと思うと、市の職員では住民投票部分と議員選挙部分は受付等対応できませんから、外部の人に頼ま

ないといけないという人件費が出てくるので、逆に高くなる可能性が出てくるというふうに思います。ですから、トータルで言えば経費がふえる。それと、趣旨に合わない。そんな悠長なことを考えていていいのかどうかという政策判断の問題もあります。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君）　教育部長。

○教育部長（竹中　宏君）　それでは、稲垣議員の２点目の教育費につきまして、私のほうから御説明をさせていただきます。

まず、野洲市中主Ｂ＆Ｇ海洋センタープールの管理業務につきましては、平成２７年４月１日から平成３２年３月３１日までの５年間の長期契約でございます。温水プールの契約を解除したことに伴いまして、海洋センタープール単独の業務となったことから、それまで共通経費であった、兼務であったプールの総括責任者の専任化、これに約６２万３，０００円かかります。それと、警備業法に基づく研修が必要となりまして、これの単独実施に約４３万８，０００円の経費が増加となりますので、今議会で計上させていただいているというところでございます。

なお、先ほども言いましたけれども、過去の経過からは、２つのプールにおいて個別入札をしていたものを一括の入札としてスケールメリットを働かせてきたということですけれども、今回１つの施設となったことから、その経費が必要となったということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君）　稲垣議員。

○１番（稲垣誠亮君）　それでは、まず１点目について５点の再質問を行います。２点目の質問に関しては２点の再質問をいたしますので、どうかよろしくお願いいたします。

まず、１点目の住民投票費用の再質問、１点目ですが、全国、他市での同様事例も既にお調べいただいているものと当然のことながら思いますが、考えにそぐわない、あるいは同一日程でできないとありましたが、実施している自治体も当然のことながら全国の自治体ではあるものと思慮いたします。まずは、その点について、経費の総額の１，６６７万円という高額な経費ですので、執行の長たる市長としては当然のことながらお調べのことだと思慮いたしますので、まずその点について１点目はお伺いいたします。

２点目ですが、部屋を分ける必要があるとお伺いいたしました。私はその部屋を分ける必要性の是非についてはさておきまして、仮に分けた場合、そのことにより人件費が倍額

になると、２倍になるということは考えづらい、それはないのかなというふうに私は思いますが、まず、これ事前通告していますので、この人件費の、仮に具体的な、倍額ということはありませんので、具体的な削減額についてお伺いいたします。今の点に関しましては、ほとんどないとか、そういうふうな回答は控えていただきたいと思います。

３点目ですが、先ほどの市長答弁で、単一の争点により判断されるおそれがあると答弁をお伺いいたしましたが、その判断というのは市民が私は判断することなのかなというふうに思います。といいますのは、その判断というのは、今の市長の答弁ですと、市民の民度、市長の理解力を大変軽視しているものではないかと私は思います。この点について回答をいただければと思います。

４点目ですが、機器の使用料等で約１６０万円とのことでありましたが、この１６０万円の具体的な明細について、個別明細についてお伺いいたします。こちらも事前に通告していますので、当然のことながら回答いただけるものと思います。大ざっぱな回答は控えていただきたいと思います。

５点目ですが、先ほどの市長答弁で、投票事務に従事する職員の確保が困難になるとのことでしたが、その人数的な根拠についてもお伺いいたします。当然のことながら、本市の職員さんの人数に対してどの程度のパーセントで投票執行に従事されているのか、ちょっと私は今現在わからないんですが、そのあたりからも具体的な数字による説明を求めます。

１つ目に関しましては、再質問は以上です。

次に、２点目のプール管理運営業務についての再質問も行います。

今回のこの費用の発生については、2件ありました事業の集約化により割高になったと、そのような教育部長の答弁であったと思いますが､こちらに関しましては経費の大部分が、要は考え方としては一般的な商契約に置きかえますと、中途解約に伴う違約金割り増しみたいなものが発生したという考え方で理解していいのか、お伺いいたします。

２点目ですが、まず今回、この経費の上程がなされていますが、さきの全員協議会等の質問でもありましたが、総合体育館・温水プールが昨年１１月に２度にわたり天井部材の一部が落下して、その後、専門家による調査の結果から改修にも多額の費用を要するなどを理由に、ことしの３月３１日で閉鎖しているとのことですが、その全員協議会で温水プールの今後について協議いたしましたが、その方向性で進めるということで合意したという認識ですが、それは方針をあくまでも協議したものであって、全員協議会というのは議

決機関ではなくて、任意の協議機関であります。当然、これ採決もとっておりません。閉鎖の決定については、私は合意はしていないと判断していますが、正式に閉鎖なら条例で温水プールの廃止の議決承認をとる必要があると思いますが、現在、議会では承認はいたしておりません。どこかで、本議会で協議する機会があったと私は当然思っていましたが、現在は違法性がある状況であると思います。

市民に聞き及ぶと、継続を望む声も非常に高いこともありますが、現在はこの総合体育館・温水プールは、条例上で存在していますので、まずは議会でこの条例の承認を経てから今回の本予算については議会に上程すべきであると私は考えます。この件について、教育部長に答弁を求めます。

以上です。

では、順次答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　５つ御質問いただきました。住民投票条例と市議会議員の選挙、まず本当に、これ住民投票の基本的な考え方でして、個別にお答えしますけど、私としては提案をして速やかにということなので、市議会議員選挙というのは想定していません。それが大原則で申し上げます。

他市の例とおっしゃったんですけど、直近では、名前言ってもいいと思いますけど、高島市ですね。高島市は常設の条例を持っていませんでしたから、庁舎の位置の賛否を問うために、そのための制度をつくってやっておられますから、外国人が対象になっていません。野洲は、私がもう就任する前から、１６歳、外国人、決まっていて、中途半端になっていたので、宿題として速やかに、なってすぐにもう一回検討会を開いて、そして意見をいただいてやりました。外国人が入っておられますから、その当時は外国人登録でしたけども、今はこれ一本化されていますから作業が楽になっていますけども、当時は大変な作業もしながらやるという前提で来ていますから制度そのものの由来が違います。ですから、よそでやられているからといって、外国人の方の制度が入っていますから、全てを調べていませんけども、直近でやられた例からすると全く条件が違います。それが１番目の答えです。

それと、投票所というのは厳格な場所でして、そこに入れるのは事務の受付の職員と立会人です。立会人の方がそこをきちっと見ておられる。そこに投票権を持ってない方が入るということはあり得ません。そうすると、外国人の、同じところで投票事務をしようと

思ったら、住民投票だけの投票権をお持ちの方がそこへ入られるということになりますから、市議会議員の選挙に投票できない方、権限がない方がそこに入るということになりますから、当然受付を分けて厳格にやらないとだめです。ですから、別に人員体制が要るということを申し上げているわけです。そんな安易なものではないです。

それと、３番目に民度とおっしゃったのは。

○１番（稲垣誠亮君）　いや、２番目の具体的な削減額について。

○市長（山仲善彰君）　削減額は出ません、ですから。人件費が同じように要りますから、今、今回住民投票条例では１，６６７万円要ります。選挙もほぼ近い金額になると思いますけど、もう少し多いと思いますけどね。ポスター、看板等が出てきますから、市議会選挙のほうがもう少し多いと思いますけども、いずれにしても市民全体が投票される、住民投票の場合はそこに外国人の方も投票されるということになってきます、１８歳以上。ですから、細かい数値というか、もう人件費が、要するにほぼ同じように要りますよということです。

それと、あと民度とおっしゃったんですけど、これは私は制度が違うので、住民投票の場合は、市議会議員の選挙みたいに公示のポスター掲示板があってポスターを張らないかわりに戸別訪問もできますし、ビラも随時にできます。ですから、先ほど申し上げた高島市の例の場合はいろいろ議論があって戸別訪問ができない、それが本当に住民投票に値するのか。自由にパンフレットが配れない、それでいいのかという議論がありました。ですから、制度の根幹が違うものを一緒にやろうというのは、これは民主主義はコストがかかります。正当なコストだったら、これは負担すべきだと思います。民度というか、市民の判断がどうのこうのと私言っていません。賛成、反対と訴えられる方の活動が制約されるので好ましくないということを言っているわけです。

あと、１６０万円の内訳と人数については、これはもう担当の、細かいことですから、総務部長からお答えをいたします。

○議長（坂口哲哉君）　総務部長。

○総務部長（上田裕昌君）　総務部、上田でございます。

１６０万円の根拠は、投票所で使います機器のリース料等、あるいは修繕料等でございます。人数に関しましては、今、予算上では、市職員２７０名プラス派遣職員が約３０名プラスぐらいで３００人ぐらいの体制を組んでいまして、今言いましたように、２カ所ですると、それがもうそんだけ分要るということでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君）　教育部長。

○１番（稲垣誠亮君）　済みません、５点目がまだ。今、１問目に関しては５問僕お伺いしましたので、今、４問目だと思うんですけど。

（「……」の声あり）

○１番（稲垣誠亮君）　確保が困難になるというふうにおっしゃった分ですが、その人数について。

○議長（坂口哲哉君）　ちょっと暫時休憩いたします。

（午前９時５１分　休憩）

（午前９時５３分　再開）

○議長（坂口哲哉君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

今、５つ目の質問に対してお答えを。

（「……」の声あり）

○１番（稲垣誠亮君）　いや、だから５番目の質問に関して今答えていただけないと……。

（「……」の声あり）

○議長（坂口哲哉君）　職員の確保が困難に対して人数全体に対する割合、これを。

（「……」の声あり）

○１番（稲垣誠亮君）　……通常は投開票など人員が必要だと思うんですけど、……。

（無音）

○議長（坂口哲哉君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

誰が答えるの。

市長。

○市長（山仲善彰君）　今、野洲市の職員全体、保育士とか幼稚園の教諭入れて約４２０名です、何もかも入れて。ただ、その中で産休・育休で休んでおられる人もいるし、病気の方もいますから、実働はもっと少ないです。そこを非正規の方で働いてもらっています。だから、約４００名ですね。その中の２７０名を充てているわけですね、２７０名。選挙事務ですから、ある程度入りたての幼稚園の先生とかということは想定をしていませんから、一定のやはり行政経験のある職員、だから足らないからもうそこに３０名を外部で、あえて選挙事務としてお願いをしているわけですから、だからこれで、市で賄えるんだったらこの外部は入れませんから、実際どんな職種でどういう経験でいいというわけではな

いので、受付は物すごく大事ですから、確認をしてチェックをして投票用紙を渡すということですから、もうぎりぎりやっているので、これ以上やれば当然外部から人をもっとお願いをしないといけないということを言っているわけです。

○議長（坂口哲哉君）　教育部長。

○教育部長（竹中　宏君）　稲垣議員の再質問でございます。

まず、１点目の今回の補正が、いわゆる違約金でないかという御質問ですが、それはございません。まず、温水プールの契約につきましても、先ほども申しました、２７年４月１日から３２年３月３１日までの５年間の長期契約でございます。５年間で２億３，６００、１，６００円でございます。単年度で言いますと、４，７２０万３２０円という形になります。それと、Ｂ＆Ｇも同様に５年間の契約をしているところで、５年間で１，０２８万１，６００円。単年度では２０５万６，３２０円なんですけれども、温水プールのほうの天井の落下によりまして、温水プールの契約につきましては３月をもって、３年間を残して契約を解除したところでございます。

そうした中で、共通経費でありました温水プールの、いわゆる統括責任者を専任化しなければならない。Ｂ＆Ｇのほうには専任、共有というか、両方持つという形で見ていましたので、その専任化の経費、そしてプールの監視員の警備業法に基づきます研修、これも温水プールのほうに入っていましたので、その経費４３万８，０００円を今回計上させてもらったという形でございます。

それと、全員協議会で了としたが、議会のほうでという話の御質問やったと思います。先ほども言いましたように、温水プールにつきましては国・県の補助金を頂戴してございます。補助金に係る予算執行の適正化に関する法律がございまして、財産の処分の制限がありますことから、本年２月早々に照会していたところ、４月１４日に国の判断があったということから、温水プールの設置条例を今般廃止するんですけれども、１月２６日に全員協議会で了としていただきました。それを受けまして、１月３０日に臨時の教育委員会定例会で議案として提案して議決をいただいたということでございますので、その手続は十分踏めているということでございます。それで、２月１日から閉館したということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（坂口哲哉君）　稲垣議員。

○１番（稲垣誠亮君）　それでは、最後の質疑をいたします。

最後に、この人件費の部分で２７０名程度、プラス若干アルファが必要になるということで、本市の職員では２倍の人員は確保ができないというふうにちょっとお伺いしたような、そのように思うんですが、これ、まず仮に同時にしたからといって、例えば人員の大部分を占める、投開票所は大部分を占めると思うんですが、例えば投開票所の職員を２つの開票が必要だからと要って倍の人員が必要だとは私は当然思えないわけでありまして、異なる種別の選挙をやったときも、例えば１つの、２種類の投開票があった場合は、１つ目が終わった後、2種類目の投開票を行えばいいわけであって、今の話を聞いていますと、住民投票の、議員の選挙と一緒にしないというのは、その問題はさておきまして、人員の問題でできないということはちょっとないのかなと。方法、やり方等を工夫すれば、当然結果が判明するのはかなり朝方にはなってしまうとは思うんですが、それはないとは思います。並びに、そのあたりについてお伺いいたします。

次に、２番目の海洋センターの管理運営費のことについて再度お伺いいたしますが、教育部長の答弁では、全員協議会で了としたというふうに伺っているんですが、当然議員の、これ任意のやっぱり協議機関であって、当然採決はとっておりません。今現在、市内でも市民の声を、私、聞き及ぶところによりますと、継続を望む声が非常に多いのも事実であります。仮に、この温水プールの廃止の議会承認が最終日に通らなかった場合、否決された場合については、考え方としては温水プールは今後も継続してほしいという議会の総意が働くことにはなると思うんですが、仮にその場合、今回、本上程されている予算が成立した場合、どのように、例えばその方向性はあくまでも条例が否決された場合でも本事業は、本予算の執行は事前の計画どおり執行されるのか、その点についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　稲垣議員の住民投票及び市議会議員選挙の投票に係る人数の問題ですけど、私、先ほどから申し上げていますように、受付事務ですね、来られて、名簿をチェックして投票用紙を渡すという、ここに大半の人が必要です、当然開票作業も要りますけども。だからそれが全く２倍になるか、住民投票はもう少し厳格性が少ないかは別として、基本的には同じ体制が要ります。投票用紙というか、投票のカードをお渡しして、本人確認をして、チェックをして、投票用紙を渡して、案内して投票箱に入れてもらうと。これは２つの投票行為をすることになりますから。先ほど言ったように、国会議員と最高裁判所の裁判官の場合は、投票権者は同じ人ですから、順番にその部屋へ入ってもらって

受付を、それでも２組は要るわけですよ、一緒に２つ渡さないですから。その場合でも、簡易にですけども、１回投票して、次、もう一度受付の人が要りますから、その場合でも要るわけです。全く一緒ではないです、２つやれば。でも、今回の場合は、その投票する部屋に投票権がない人が入ってもらったら困るので、別仕立てをしないといけないので、体制が２つになるから実質的な削減効果は生じませんよと申し上げているのでありまして、これ明々白々だと私は思いますけど。

以上、お答えといたします。

それと、議長、今の、最後のほうも、私、権者ですから答えますけど、よろしいか、教育委員会。

○議長（坂口哲哉君）　教育委員会。

○市長（山仲善彰君）　プール。

○議長（坂口哲哉君）　はい。

○市長（山仲善彰君）　上位で来とるわけですから。

教育委員会は全員協議会で了承を得たと言っていますけど、それは最大根拠ではございません。これは教育委員会、これは行政委員会でして、公安委員会とか、一緒の権限を持っている行政委員会である教育委員会の判断によります。ただ、できるだけ市民の皆さんの御意見を聞こうということで、最大限プールの利用者には声をかけたり、いろいろやった上で、市民代表の議会にも御意見をお聞きしたということであって、当然議決とかとは違いますから、それが最終根拠ではないですけども、そこで根本的な反対はなくて、むしろ実際８カ月ぐらいかけて、５，０００万かけて直して、あと使えるのが２年ぐらいであって、かつもう既に新しいプールの計画が持ち上がっているんであれば、それでよかろうと。当然使っておられて、ないよりはあったほうがいい。せっかく今まで健康づくりしていたから使いたいという方もおられますけども、でも本当に政策決定でどちらをとるかとなれば、そこに５，０００万をかけて８カ月やって、そして新しいのをつくるので２年ぐらいでしか使わないというのがいいかどうかの政策決定をお問いかけしたわけでして、何も皆さん方に最終的な判断をいただいたというよりは､議会の声を集約してお聞きをして、それを行政委員会である教育委員会で判断したということですから、制度的に私は問題ないというふうに判断していますし、条例に関しても、例えば道路は認定しています。認定しない道路は市道にならないです。しかし、陥没したり、何かあった場合には道路をとめています。でも、道路としては、制度としては生きています。ということから、今回条例

という制度を廃止したのであって、実態と制度は２段構えになっていますから、だから今回最終整理であります。最終整理、制度の。ということであります。これで制度の説明もできたと思います。

以上、お答えといたします。

○１番（稲垣誠亮君）　いや、１個まだ、否決された場合どうされるのかという質問に対してお答えいただいてないですけど。

○議長（坂口哲哉君）　教育部長。

○教育部長（竹中　宏君）　稲垣議員の２９年度野洲市一般会計補正予算の追加経費でございます。否決されれば、Ｂ＆Ｇプールはオープンできないという形になります。

以上です。

○１番（稲垣誠亮君）　いや、僕が聞いた……予算は通常どおりもう執行されるのかということを聞いた……。

○議長（坂口哲哉君）　終わります。終了です。終了です。

○１番（稲垣誠亮君）　質問の中身です。

○議長（坂口哲哉君）　終了です。

○１番（稲垣誠亮君）　はい。終わりました。

○議長（坂口哲哉君）　以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって、質疑を終結いたします。

（日程第３）

○議長（坂口哲哉君）　日程第３、議第５４号から議第８０号まで、野洲市固定資産評価員の専任につき議会の同意を求めることについて他２６件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第５４号から議第８０号までの各議案は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君）　御異議なしと認めます。よって、議第５４号から議第８０号までの各議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第５４号から議第８０号までの各議案について、通告による討論はございません。よって、討論を終結いたします。

これより、議第５４号から議第８０号までについて順次採決いたします。

まず、議第５５号から議第８０号まで、野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて他２５件について一括して採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君）　御異議なしと認めます。よって、議第５５号から議第８０号まで、野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて他２５件については一括して採決することに決しました。

お諮りいたします。

議第５５号から議第８０号まで、野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂口哲哉君）　御着席願います。

起立全員であります。よって、議第５５号から議第８０号までは原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議第５４号野洲市固定資産評価員の専任につき議会の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂口哲哉君）　御着席願います。

起立全員であります。よって、議第５４号は原案のとおり同意することに決定しました。

（日程第４）

○議長（坂口哲哉君）　日程第４、議第４９号から議第５３号まで、平成２９年度野洲市病院事業会計予算他４件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第４９号から議第５３号までの各議案は、会議規則第３９条第１項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第５）

○議長（坂口哲哉君）　日程第５、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問、答弁に当たっては簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第１号、第１５番、矢野隆行議員。

○１５番（矢野隆行君）　１５番、矢野隆行でございます。

改めて、皆さん、おはようございます。

この定例会におきまして、私、大きく３点にわたって質問させていただきますので、どうか明快な御回答よろしくお願い申し上げます。

まず、第１問目でございますけれども、少子高齢化の影響と、また高齢化社会について、お伺いさせていただきます。

総人口中に占める６５歳以上の高齢者人口の比率が次第にふえていく社会で、一般的には７％を超えて高齢化の進展する状態にある社会を高齢化社会と言い、高齢化の進展がある程度に達し、ほぼ定常状態になる社会を高齢社会と言うことになっております。また、世界保健機構のＷＨＯや国連の定義によりますと、総人口に占める６５歳以上人口の割合、これが高齢化率ですけれども、２１％を超えており、日本は超高齢社会と今なっておるところでございます。

日本でこの言葉が広く用いられるようになったのは２００５年、平成１７年１２月に国勢調査の最初の集計結果である速報人口を総務省統計局が公表したころからであります。この中で統計局は、１年前の推計人口に比べまして２万人の減少、我が国の人口は減少局面に入りつつあると見られるとしており、社会的に注目を集めました。２００９年、いわゆる平成２１年の時点では、統計局は実際に人口減少の局面に入ったのは平成２０年であると推定をしておりました。

その後、平成２２年の国勢調査の結果をもとに改定された人口推計によりますと、日本の人口は平成１９年から２０１０年、平成２２年までほぼ横ばいで推移していたものが、平成２３年、２０１１年には２６万人の減少となり、その後の月別でも相当数の減少が続いていることから、２０１２年、平成２４年の１月の時点では、統計局はこの平成２３年が、人口が継続して減少する社会の始まりの年と言えそうだとあらわしております。

統計局が当初の人口減少の発表を行う前後から、日本は将来人口減少する社会になることは確実であるという予測がなされ、それを前提とした社会変化や影響を考察した報告が官庁や学術会議において提出されています。

平成２６年２月２４日におきまして、内閣府の「選択する未来」、これ委員会でありますけれども、このときのお話では、外国から移民を毎年２０万人ずつ受け入れることで、日

本の人口は１億人を１００年もの間維持できるのではないかという試算もほかではあるようでございます。

さて、こういった状況の中で具体的な影響についてでありますけれども、まず経済面の影響といたしましては、とりわけ生産年齢人口の減少をもたらし、労働力人口の減少につながることにもなります。この労働力人口の年齢構成も大きく変化いたしまして、高齢者の場合には、個人差はあるものの、短時間勤務を希望する割合が高いことになりまして、勘案すれば、実労働時間数を考慮した場合における労働力供給の一層の減少をもたらすことが懸念されるところでもあります。

この労働力の制約は、一般に貯蓄を取り崩すと考えられる退職者の割合の増加に伴う貯蓄率の低下と相まって投資を抑制いたしまして、この労働力生産性の上昇を抑制する要因にもなると言われております。この労働力供給の減少と労働生産性の伸び悩みが現実のものとなれば、今後、経済成長率は傾向的に低下する可能性もあるともされております。

こんな中で、国民の生活水準への影響といたしましては、労働力供給の減少と、さらには労働生産性の伸び悩みによる経済成長の鈍化、また高齢化の進展に伴い、避けることのできないと見込まれる社会保障費の負担の増大は、国民の生活水準に大きな影響を及ぼすことにもつながるのではないかと言われております。さらに、少子高齢化社会の結果、社会保障分野におきまして現役世代の負担は増大し、世代間の所得移転を拡大させる大きな要因となるとも言われております。

諸般のこういった構造改革に取り組まずに現状のまま推移した場合には、人口１人当たるの所得の伸びの低下と国民負担率の上昇によって、現役世代の税・社会保険料を差し引いた手取り所得は減少に転じるという厳しい予測もされております。現役世代にとって働くことが生活水準の向上に結びつかないような社会では、本当に生活・消費の両面で経済・社会の活力が阻害される危険性が大きいとも、本当に深刻な状況になるようになります。

さらに、社会面での影響といたしましては、これは家族単位でございますけれども、単身者や子供のいない世帯が増加し、少子化が進行する中で、社会の基礎的単位である家族の形態も大きく変化するとともに、多様化するともされております。こんな中で、単身高齢者の増加は、介護、その他の社会的扶養の必要性をこういった中では高めることにもなるわけでございます。

さらに、子供への影響といたしましては、子供の数の減少による子供同士の、特に異年齢の子供同士の交流の機会の減少、さらに過保護化などによりまして子供の社会性が育ま

れにくくなるなど、子供自身の健やかな成長への影響が懸念されることも考えられます。

さらに、地域社会でございますけれども、少子化の進行による人口の自然減により人口の減少が全国的に進行すると見込まれ、その結果、広い地域で過疎化、高齢化が進行するとも予想されているところでもあります。このため、現行の地方行政の体制のままでは、市町村によっては住民に対する基礎的なサービス提供が困難になるとも懸念されているところでもございます。また、さらには今後、大都市部におきましても急速な高齢化が見込まれることから、それに伴う諸問題が顕在化することも予測されております。

こういった背景の中で、本市によります少子高齢化について何点かお伺いさせていただきます。

まずは１番目でございますけれども、本市の生産年齢人口の減少をもたらし、労働力人口の減少についての影響、さらにはこの対策についてお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君）　環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君）　皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本市の生産年齢人口の減少をもたらし、労働力人口の減少についての影響と対策ということについてお答えいたします。

まず、市内の生産年齢人口と労働力人口の関係でございますけれども、労働力人口は市内から市外へ働きにいく人もあれば、その逆もあります。そういった意味において、野洲市においての生産年齢人口の減少がそのまま労働力人口の減少に比例するものではありませんので、それを踏まえさせていただいてお答えさせていただきます。

まず、労働力人口の減少の影響ということでございますけれども、本市の産業別の就業者でございますけども、製造業が圧倒的に多い。そして、卸売業、小売業、そういった順になっています。そのことから、特に第２次産業、製造品出荷額ですね、それが大きなマイナスの影響を受けることが懸念されるというふうに思っております。

次に、この対策ということでございますけれども、一般的というか、全国的という意味においては、失業者の再就労対策、また高齢者の就労促進、障害者等の活躍支援、女性の就職支援、また技術革新、イノベーション、そういったものによる労働生産性の向上、あるいは外国からの労働者受け入れ、そういったものが一般的には全国的なというふうに思います。

野洲市の目指す方向といたしましては、市内の労働力の増加に向けたものといたしまし

て、商工業とか農林漁業の振興、また地域資源を生かした観光振興など、野洲らしい産業の振興を図ると。それとともに、重点プロジェクトでございますけども、道路・交通、住宅などの課題にも対応しながら、野洲で働きたい、住みたい、そういったまちづくりを展開していきたいというふうに思っております。このまちづくりを通して労働力の人口を図るとともに、生産、住宅環境もそうですけども、市内の生産年齢人口を上げていきたいと、そのように思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君）　矢野議員。

○１５番（矢野隆行君）　野洲の場合は、出ていって働いてる方、また逆に野洲に来られてる方、僕も朝、野洲駅でほぼ見ていますけど、同じぐらいかなとは思っております。いろんな対策をしながら、野洲市の人口が減らないような対策をしていただきたいと思います。

また、２番目といたしまして、本市の少子高齢化社会の結果、社会保障分野における現役世代の負担が増大し、世代間の所得移転の拡大の影響とか対策、これちょっと難しいと思うんですけど、もし見解があれば教えていただきたいと思います。

○議長（坂口哲哉君）　健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子）　それでは、矢野議員の２点目の世代間の所得移転の拡大影響と対策についてということでお答えをさせていただきます。

少子高齢化社会では、社会保障分野における現役世代の負担が増大していることは、現行の社会保障制度では回避できないことと認識しておりますが、御質問の本市におけます世代間の所得移転の拡大の影響につきましては把握できませんので、対策についても行っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君）　矢野議員。

○１５番（矢野隆行君）　国のほうでは、あらゆる形でこれから政策を打っていくみたいなんで、野洲市におきましては実際にそういった統計はとらないと思いますので。

じゃあ、次に３番目の本市の単身者または子供のいない世帯の増加、さらには少子化が進む中におきまして、社会の基礎的単位である家族の実態、これも把握されておれば、その辺ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君）　健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子）　それでは、３点目の社会の基礎的単位である家族の実態と対策にという御質問いただいておりますので、お答えをさせていただきます。

社会全体におきまして、単身者や子供のいない世帯が増加し、少子化が進行する中で、家族形態が変化するとともに多様化することは予想されるところでございますが、本市における単身者や子供のいない世帯の実質的数値は把握しておらないところでございます。また、市として独自の対策についても現在のところは考えておらない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君）　矢野議員。

○１５番（矢野隆行君）　実際、統計とか調査はちょっと難しい分野かなと思って、今回確認だけさせていただきました。

４番目といたしまして、本市の単身高齢者の増加と、さらには介護、その他社会扶養の必要性を高めることが影響してくると思うんですけど、こういった点、ちょっとわかる範囲内でお教えいただきたいと思います。

○議長（坂口哲哉君）　健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子）　それでは、４点目の単身高齢者の増加と介護、その他の社会的扶養の必要性を高めるが、その影響はという御質問にお答えをさせていただきます。

国勢調査におきまして、平成７年から平成２７年の２０年間で当市の高齢者単身世帯は４．３倍に増加をしておるところでございます。この結果、平成２７年には高齢者単身世帯は１，２１８世帯で、全世帯のうち６．７％を占めておるところでございます。これは全国的な傾向でもあり、今後さらに増加するものと考えておるところでございます。

高齢者のひとり暮らしは、認知症の進行によって引き起こされるトラブルや孤立死などの問題の発生リスクが高いこと、また介護が必要な単身高齢者世帯の増加によりまして、介護需要の高まりや社会的に孤立する人の増加などが懸念されるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君）　矢野議員。

○１５番（矢野隆行君）　６．７％という数字が、これ全国的な数字だと思いますので、野洲市が特化した数字ではないと思います。こういった影響が既に出てきておりますので、こういった点、また監視していただきたいと思います。

さらに、５番目でございますけども、本市の少子化の進行によります人口の自然減によ

る影響と、これに対する対策がもしあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（坂口哲哉君）　健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子）　それでは、５点目の少子化の進行による人口自然減による影響と対策についてお答えをさせていただきます。

平成２８年３月に策定をいたしました人口ビジョンにおきまして、本市の自然増減は出生数が死亡数を上回っておりますが､経年的にその差が縮まっている状況にございまして、高齢化により一層の進行と合計特殊出生率の低迷から、現状のまま推移すれば将来的には自然減の状況に至りまして、その傾向が拡大すると予想されるところでございます。

そういった中で、環境が整えば結婚、出産を望む意向が比較的強いとの調査結果もございます。今後も、現在進めております子育て支援施策を継続いたしまして、仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての不安感を緩和、また除去いたしまして、安心して出産、子育てができる環境整備を充実していく必要があろうと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君）　矢野議員。

○１５番（矢野隆行君）　先日、野洲市におきましては５万１，０００人を突破したことでもありますし、今のところこういった問題は影響ないかなと思っております。

続きまして、６番目でございますけれども、これはちょっと難しい課題になるかと思うんですけど、本市住民に対する基礎的なサービス提供が困難になると懸念される高齢化率ですね、こういった対策はどのように考えておられるのか、お伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君）　健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子）　それでは、６点目の住民に対する基礎的なサービスの提供が困難になると懸念される高齢化率と対策についての御質問にお答えをさせていただきます。

高齢化率という年齢による区分では、元気な方もおられればそうでない方もおられますので、一概に御質問の想定はできないところでございます。しかしながら、団塊の世代が全て７５歳以上となる平成３７年、２０２５年の本市の要介護認定率は２４．８％と推定をしておりまして、平成２９年４月現在、１７．０％の約１．５倍見込まれるところでございます。

そうしたことから、高齢者が生きがいを持って自立し、安心して生活を送ることができる町を基本理念といたしまして、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供さ

れる地域包括ケアシステムの実現に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君）　矢野議員。

○１５番（矢野隆行君）　２０２５年問題は、本当にこれ全国的な問題で、野洲市に限ったことではないと思いますので、こういった点も包括の中で実施できるようにしていただきたいと思います。

そういった中で、本市、各学区ごとに高齢化率がかなり開きがあると思うんですけれども、本市の各学区ごとの高齢化率をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（坂口哲哉君）　健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子）　それでは、７点目の各学区の高齢化率でございます。平成２９年４月１日現在の高齢化率は、野洲学区２０．３％、北野学区２１．９％、三上学区３７．７％、祇王学区２２．７％、篠原学区３１．６％、中里学区２４．１％、兵主学区３２．１％となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君）　矢野議員。

○１５番（矢野隆行君）　皆さん聞いていただいたように、かなりやっぱり開きが起きているわけですよね。三上、特に兵主学区ですかね。こういった中で、これに対する、今回ちょっとお聞きしたかったのは、学区ごとに高齢化率が格差が出ているのではないかという思いで今回これを確認させておりまして、こういった開きがあるということに対しての対策というのは難しい問題だと思うんですけど、もしそういった中であれば教えていただきたいと思います。

○議長（坂口哲哉君）　健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子）　それでは、８点目の学区の高齢化率の格差が広がっているが、その対策はという御質問にお答えをさせていただきます。

各学区の高齢化率は、一番低いところで２０．３％、最も高いところで３７．７％と、格差があることは認識しておるところでございます。

そこで、本市では学区ごとの特徴や資源を踏まえまして、平成２９年度、今年度より生活支援体制整備事業を自治連合会等、各種関係団体の御協力を得ながら推進してまいりたいと考えておるところでございます。

また、まちづくりの視点からは、道路整備や公共交通の充実、また土地利用計画の見直

しによる居住環境の確保、そして商業施設の立地など、総合的に施策を進めていく必要があろうかと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君）　矢野議員。

○１５番（矢野隆行君）　いろんな形でちょっと質問させていただきまして、これから野洲市が２０年後ぐらいには減少社会に入ってくるのではないかと思うわけでございまして、るる質問させていただいた中で、少子高齢化の影響と高齢化社会についての総合的な観点から、山仲市長の見解をお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　矢野議員の少子高齢化の影響と高齢化社会に向けた総合的な対策についての御質問にお答えいたします。

個別に丁寧に御質問いただいたんで、部長と政策監がもう答えたので、私からお答えするような内容はもうないんですけども、簡単に申し上げますと、少子高齢化の影響というのは、当然人口の減少が起こりますし、人口の減少によって高齢者がふえるということからすると社会の活力が衰えます。そうすることによって、地域社会だけではなくて国も成り立たないということになりかねません。影響と言われたら、そういうことかなと思います。

それと、高齢化の対策ですけども、まず高齢者だけじゃなしに、やはりまずは市民の方にとって何が大事かといいますと、健康であって、かつ生きがいが存在する、社会参加ですね、働いたり、社会参加をするということが一番大事なわけでして、それを支えるのがやはり公共のサービスが存在する、そして民間の事業所、企業を含めて事業所が存在するということであるというふうに思っています。それをいかに担保するかということですけども、まず健康については、今、病院が野洲は課題になっていますけども、開業医さんはたくさんおられますが、やはり中核的な医療、これはもう根幹ですから、これが解決できなければ、今言った高齢化社会に向けての大きな課題が解決できないということに、一番重要な問題だと思っています。

あと、働きがいとか社会参加ですけども、通常の就労の場所は市内事業所、本当に設備投資も盛んですし、まだたくさん計画を聞いています、本当に大きな計画を。ということですので、当面の間は大丈夫だと思いますが、退職された方の活動の場、活躍の場、これもシルバー人材センター、野洲の場合は結構活発ですし、市も特別に他の町よりは支援を

していますので、そういったこともありますけども、人材センターだけではなしに、さまざまな活動の分野をもっともっと広げていかないといけないというふうに思っています。

それと、やはり人口を安定させるためには、これは従来から申し上げていますように、道路、交通、そして基盤整備、そして市街化区域。ですので、これについてはもう申すまでもなく、国８バイパス、湖南幹線、そして都市計画の見直し等々で今進めておりますので、これを継続していくことかなと思っています。

最後に、さっきもお問いかけいただきましたけども、子供たちが育ちやすい環境、たくさん生まれて育ちやすい環境、これも野洲の場合は民間と公共で、特に保育サービス分け持って、民間では十分でないところは、まだ現在でも公立保育園をつくっている町というのはかなりまれだと思うんですけども、こども園という形できちっと整備をしています。それと、学童保育も６年生まで完璧にやっている。学校給食も、この間も近隣の市会議員さんと聞いたら、何か中学まで完全にやっているのは野洲だけですねという話がありました。小学校もほとんどよその町は委託でやっています。野洲は直営で堅持をしています、地産地消で。ましてや、中学校までやっています。そういったサービスを提供しているということによって、安心して子育てをしていただける条件を整えていますので、これも手を抜くことなく継続的に進めていくことによって、今見通しています人口ビジョンでは、２０６０年で、これは既にお示ししていますように４万３，９１７人を見ていますが、２０６０年ですから、まだ随分先ですけども、この人口といいますと、平成二、三年のころの人口です。ですから、国内ではいろんな町が大変な状況ですけども、野洲の場合は平成の初めぐらいの人口に、これから四十数年たってもなるということであります。

ただ、人口構成が異なりますので、先ほどお問いかけがあった生産年齢人口の割合は減りますから、そこはいろんな技術で支援するとか、そういった工夫をしていかないといけないと思っていますが、危機的状況ではないんですが、その見通しに甘えることなく、今申し上げたような施策を展開していくべきであるというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君）　暫時休憩いたします。再開を午前１０時５５分といたします。

（午前１０時３９分　休憩）

（午前１０時５５分　再開）

○議長（坂口哲哉君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野議員。

○１５番（矢野隆行君）　先ほど高齢化につきましては、るる山仲市長からお聞きいたしまして、これはお答えは要りませんけれども、こういった声があるということをちょっと伝えておきますと、兵主学区、学区ごとに高齢化率が大きいなということを今回聞かせていただきまして、ある兵主学区の方から、これは……大きな網がかかっていまして、長男、まだ息子とか３人いてた場合ですけれども、農業につく方におかれましては、長男は裏の畑をつぶして家を建てられると。二男、三男になると、どうしてももうこの学区から出ていかなければならない、家が建てられないという、こういう大きな網がかかっているお声があるということをまた何かの形で進めてもらえればという思いで、今回は市民の声がこういったのがあるということも伝えておきます。

続きまして、２つ目の質問でございますけれども、災害時における避難所や病院等でのお湯等、飲料の確保のために、災害協定の推進についてお伺いさせていただきます。

平成７年の阪神・淡路大震災や平成２３年の東日本大震災、さらには一昨年の関東・東北豪雨など、我が国におきましてはこれまでにも地震、津波、さらには台風等による風水害など、多く災害が発生しております。このような経験から、国を初め各自治体におきましては、防災・減災に対する意識が高まり、各地でその対策や防災訓練などが講じられてきて、本市もそういった形で防災訓練を行っております。

そのような中におきまして、被災時にはその初期段階及び避難所におきまして飲料を確保することが重要であるが、近年、飲料自動販売機の中には災害時に被災者に対して無料で飲料を提供する災害支援型自動販売機がありまして、各地方自治体におきましては、災害時に被災者に飲料を提供することを目的に、飲料メーカーとの災害支援協定を進めている自治体ももう既にあるわけでございます。

中でも東日本大震災の経験から生まれました災害対応型紙カップ式自販機、これは災害発生時に電気、水道が確保されれば設置できるようでありますけれども、災害時にお湯、お水、特にお湯が無料が提供できるため、赤ちゃんの粉ミルクの調乳やアルファ米の調理等において大きなメリットがあると言われております。

これまでの主な実績といたしましては、常総市での鬼怒川決壊による避難所では、９月１０日の提供開始から１０月１０日の避難所閉鎖まで、延べ８，０００杯が提供されたと聞いております。また、さらに昨年４月の熊本地震におきまして、災害協定締結先の医療機関におきまして、１日最大５００杯の提供がされ、各地から派遣されたＤＭＡＴ、災害派遣医療チームの方からもお湯の提供は大変に助かったという声も出ております。

そこで、本市におきましてもこのように災害時に避難所や病院等においてお湯と飲料を提供できる災害対応型紙カップ式自販機の設置及び災害協定の締結を検討すべきであると思います。

そこで、２点ほどちょっと確認させていただきます。

１番目でありますけど、これは避難所運営マニュアルというのを昨年の１２月に確認させておりますけど、その後の経過についてお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君）　市民部長。

○市民部長（田中理司君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの矢野議員の災害時における避難所や病院等でのお湯、飲料の確保のための災害協定の推進についてということで、１点目の、まず避難所運営マニュアルについてのその後の経過ということでお答えさせていただきたいと思います。

避難所運営マニュアルについてでございますが、今年度、地域防災計画の修正並びに国民保護計画の変更業務の委託を実施する予定をしております。その中で、避難所運営マニュアルについて取り組む予定でございます。

なお、この委託業務でございますが、ただいま入札が終わりまして、打ち合わせの段階に入ろうとしているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君）　矢野議員。

○１５番（矢野隆行君）　引き続き避難所マニュアルをしっかり取り組んでいただきたいと思います。

２番目でございますけれども、本市におきまして、このような災害時に避難所や病院等においてお湯と飲料を提供できる災害対応型紙カップ式自動販売機の設置及び災害協定の締結を検討すべきであると私は考えますけれども、見解をお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君）　市民部長。

○市民部長（田中理司君）　災害時の紙コップ自販機並びに災害協定の締結についてということでございますが、非常時にお湯、水の提供が可能であり、災害時に非常に有用であるというふうに認識しております。ただ、飲料用として提供するにはライフラインの確保が確実に必要になってきます。また、既に導入されました自治体の事例でございますが、利用者が殺到したということを確認しております。そこで対応がなかなか追いつかなかったという課題もあるというふうに認識しております。したがいまして、そういったことか

ら現段階ではでございますが、紙コップ式の自動販売機の設置並びにそれに伴います災害協定の取り組みについては、メリット、デメリットを十分勘案した上で取り組みを検討する必要があると考えておりますので、現時点では導入の予定はございません。

なお、議員の通告書、内容の中ごろにございます災害支援型自動販売機でございますが、こちらのほうは、議員も御存じかと思いますが、体育館並びに文化ホールのほうに既に導入済みでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君）　矢野議員。

○１５番（矢野隆行君）　メリット、デメリット等を勘案しながら随時取り組んでいただきたい、そんな思いでございます。

続きまして、３番目でありますけれども、地域で取り組む、いわゆるひきこもりの社会復帰支援についてお伺いさせていただきます。

現役世代の不就労働者、ひきこもりの増加は、地域の活性化を妨げるだけではなく、高齢家庭の負担となっているのが現状でございます。地域で就労できずに引きこもっている実態を調査いたしまして、支援策の実施が今求められるところでございます。

厚労省におきましては、このひきこもりをさまざまな要因の結果として社会的参加、義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊を回避し、原則的には６カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態、いわゆる他者と交わらない形で外出をしていてもよいと定義されております。それが、これは全国の統計ですけども、約２６万世帯、厚労省の推計では上ると推計されております。

また、近年ではひきこもりの高年齢化が進んでおりまして、全国ひきこもりＫＨＪ親の会、これは家族会連合会でございますけれど、この調べによりますと、ひきこもり始める年齢が横ばい傾向にあるものの、平均年齢は上昇傾向にありますと述べておられます。

最近では、一旦社会に出てから挫折したことでひきこもり状態になる人がふえ、高年齢化に拍車をかけております。また、年齢が高くなるほど抱える家庭の負担が重くなり、支援が難しくなってしまいます。

この問題におきましては、ひきこもりを抱える親が既に高齢化しておりまして、本来親の世代が年金を受給するなど、社会保障の恩恵を受けている世代のはずが、子供が社会復帰できない、また不就労の状況が続き、果ては生活困窮に至る世帯となることが、これは予想されるわけでございます。

そこで、厚労省では各県の都市部にひきこもり地域支援センターを設置しております。ここでは主にひきこもりに特化した第１次相談窓口を設けまして、支援コーディネーター、いわゆる社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士がこのひきこもりの状態にある本人、家庭から電話、来所等による相談や家庭訪問を中心にした訪問支援を行うことによりまして、早期に適切な機関につなぐ、いわゆる自立への支援を事業内容としております。

また、ことしの４月に施行いたしました生活困窮者自立支援法におきまして、その目的については、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対しまして自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行う所要の措置を講ずるともしております。

そこで、本市におきましての状態をちょっとお伺いさせていただきます。

１番目に、本市によります、いわゆるひきこもりの実態はどんな状況なのか、お伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英）　それでは、矢野議員の地域取り組むひきこもりの社会復帰支援についての、本市のひきこもりの実態についての御質問でありますが、議員が先ほど御説明をいただいたとおり、ひきこもりは状態像でございまして、その要因は、精神疾患、発達障害、社会的要因と、多様となっているところでございます。本市では、ひきこもりの主な要因により対応できる課が主に支援をしておりまして、精神疾患による場合は健康推進課、発達障害による場合は発達支援センター、社会的要因による場合は市民生活相談課がそれぞれ担当しているところでございまして、複数の要因がある場合は、関係課が相互に連携をとりながら支援をしているところでございます。

本市の前年度におけるひきこもり状態にある人やその家族への相談支援の実人数でございますが、健康推進課では４人、発達支援センターでは３人、市民生活相談課では１７人、合わせまして２４人に支援を行ったところでございまして、性別では男性が１８人、女性が６人となっております。

また、ひきこもり状態になった年齢につきましては、４０歳までがほとんどでございますが、６０歳を超えてからひきこもり状態になった方もおられるところでございます。

また、ひきこもり状態の現年齢でございますが、こちらにつきましては若年層から高齢層まで、幅広い年齢層となっているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君）　矢野議員。

○１５番（矢野隆行君）　実態が２４名という、これは本人、また家族からの訴えによる状況だと思います。その中で高齢化が、先ほど６０歳の方もおられることで、長年高齢化になるまで引きこもっている、こういった実態調査はされておるのか、その辺ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英）　ひきこもりの高齢化と実態調査についての御質問でございますが、実態調査は本市ではこれまで実施しておりませんが、相談支援からその実態の把握に努めているところでございます。

また、高齢化については資料が現在なく、過去との比較はできませんが、現時点で本市が支援している方の中には高齢者はおられないところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君）　矢野議員。

○１５番（矢野隆行君）　先ほど前段で僕が説明しているように、ひきこもりが長期化しますと、先ほど……親の年金生活に、いわゆる圧迫している状況がこれから先も生まれるとは思うんですけども、そういった、今、２４名以外にもおられるかと思うんですけれども、そういった形で追跡調査というか、そういったのはされておるのか、その辺わかる範囲内でお答え願えないですかね。

○議長（坂口哲哉君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英）　本市が今支援をしておる方につきましては、先ほどお答えいたしましたように、支援の中でその実態の把握に努めております。この中で、ひきこもりになったときの年齢でございますとか、あるいはひきこもり期間、こういったところから今後の推察というところでお答えを申し上げたいと思います。

平成２８年度末の状況でございますが、ひきこもり状態になった年齢、こちらにつきましては２０歳までの方で８人おられます。２０歳代の方が同様に８人、３０歳代の方が７人、６０歳代の方が１人おられまして、６５歳以上の高齢者は先ほどお答えしたとおり、おられないところでございます。

また、ひきこもり期間でございますが、１年から３年が７人、４年から６年が３人、７年から１０年が８人、１１年から２０年が３人、２１年から３０年が１人、３１年から４０年が１人、４１年から５０年が１人と、このようにひきこもり期間が長期である実態が

見受けられるところでございます。先ほどの現在の年齢とこちらを勘案いたしますと、今後、高齢化していく可能性があるものと推察をするものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君）　矢野議員。

○１５番（矢野隆行君）　なかなか社会復帰までは難しいと思いますけど、温かく見守っていただきたい、こんな思いでございます。

４番目に行きますけれども、第１次相談窓口を設けまして、支援コーディネーター、いわゆる社会福祉士､精神保健福祉士､臨床心理士等がこのひきこもり等の状態にある本人、家族から電話、来所等による相談や家庭訪問を中心にした訪問支援を行うことによりまして、早期に適切な機関につなぐとありますけれども、この現状はどうなっておるのか、お聞かせ願います。

○議長（坂口哲哉君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英）　ひきこもり地域支援センターの現状についての御質問でございますが、本県では平成２２年４月にひきこもりに悩んでいる本人や家族への相談に適切に対処できる専門機関といたしまして、草津市にございます滋賀県立精神保健福祉センター内に滋賀県ひきこもり支援センターとして設置をされているところでございます。

滋賀県ひきこもり支援センターの主な取り組みでございますが、当事者や家族からの電話、あるいは面接による個別相談、家族支援として学習会の実施、当事者の交流による居場所づくり、また当事者団体への支援などをされているところでございます。

また、本市でも困難事例につきまして、相談や、あるいは専門的な立場からの御指導をいただいているところでございまして、前年度の野洲市民のひきこもり支援センターの利用状況でございますが、こちらは電話相談で実人数が１６人、面接相談で１８人おられたことを確認しております。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君）　矢野議員。

○１５番（矢野隆行君）　県の設置で草津にあるということで、市民にもできたらまた周知のほうもしていただきたい、こんな思いでございます。

５番目でございますけれど、これは野洲市が全国版になっておる、こういった内容をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

本市におきましては、生活困窮者自立支援につきましての現状をお伺いさせていただき

ます。

○議長（坂口哲哉君）　市民部長。

○市民部長（田中理司君）　５番目の本市の生活困窮者の自立に関する現状はということでございますが、本市では生活困窮者の支援事業を行います市民生活相談課が第１窓口として対応のほうをさせていただいております。本人や家族との面談や家庭訪問を継続して行うことによりまして関係を保ち、そこから得られました情報をもって課題をまず抽出し、アセスメントを行う。その後、まず本人の主体性を尊重しながら支援プランを立てて、社会的な資源を活用して社会参加を促していく。そして、第１点目で健康福祉部長がお答えいたしましたとおり、ひきこもりの主な要因による相談支援の担当課につなぐ。また、連携をして関係課と支援を行っていくというような形で行っております。野洲市くらし支えあい条例におきまして、生活困窮者自立支援法では経済的困窮者を対象としておりますが、条例におきまして広く対象者を捉えていることから、ひきこもり等の社会的孤立についても私どものほうでは対象とし、支援として行っているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君）　矢野議員。

○１５番（矢野隆行君）　なかなかひきこもりまでこういった生活困窮者につなぐというのがかなり難しい状況の中で、野洲市の場合もそこまでちゃんとフォローしていただいている状況をお伺いさせていただきました。

最後でございますけど、６番目にこの生活困窮者自立支援につきまして、今、各市、全国から支援というか、行政視察に来られていますけれども、この現状と対応についてお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君）　市民部長。

○市民部長（田中理司君）　６点目の行政視察の件の現状と対応でございますが、現状は非常に多くの対応をしなければならないという状況になっております。業務の繁閑を考慮しながら、正直な話、最大限対応させていただいております。それに関しましては、生活困窮者支援事業や消費者生活相談の受付状況等の実績報告書、これを野洲市のホームページに掲載しております。これを事前に見ていただく。また、そのほかの視察資料、これもあわせてできるだけ公開並びにホームページに掲載するようにして事前学習をしていただく、事前に質問をつくっていただく。そして、我々のほうが効率よくそれに対して回答できるようにするというような形で、なおかつ業務に支障がないように最大限取り組もうと

いう姿勢で臨んでおります。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君）　矢野議員。

○１５番（矢野隆行君）　生活困窮者、本当に日本中から視察に来られておられますので、丁寧な対応をしていただきたい、こんな思いで確認させていただきました。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂口哲哉君）　次に、通告第２号、第１３番、山本　剛議員。

○１３番（山本　剛君）　１３番、山本　剛です。

２点について質問をさせていただきます。

まず、１点目ですけれども、野洲市における障害者の就労について質問します。

６月６日付の京都新聞に次のような記事が掲載をされていました。「障害者就職、７年連続更新　滋賀の１６年度」。滋賀労働局は、５日、２０１６年度の県内の障害者就職件数が１，１６８件となり、７年連続で過去最多を更新したと発表した。支援体制の充実や雇用者の理解の広がりが原因と見られ、就職率も向上した。

障害別の就職件数は、精神が４６７件、前年度比１２％増。身体が３１６件、同３．７％減。知的が２９６件、同１５％増。発達障害など、その他が８９件、同２５％増。職業別では、運搬・清掃・包装等が２９％を占め、生産工程が２０％、事務的が１７％だった。

就職件数は、０９年度の５６１件から増加傾向で、滋賀労働局はハローワークや福祉施設、職場などの支援体制が充実してきたことや、来年度からの精神障害者雇用義務化を受けて、雇用者の理解が進んだことが要因と見ている。

就職率は５６．９％と、５年連続で上昇し、全国平均４８．６％を上回った。都道府県別の順位は前年度の２９位から１７位、近畿圏では3位から１位に浮上したといい、滋賀の特色は製造業の多さ。景気の好転が就職率に影響しているのかもしれないとしていると、こういうような記事でありました。

また、滋賀労働局による障害者雇用状況報告の滋賀県内の集計（概要）から見ると、以下のような結果となっています。県内の民間企業、これは５０人以上の規模で７５７社、法定雇用率は２％でありますけれども、その企業におきまして２，７１４人の障害者が雇用されました。これは過去最高の人数であります。

内訳は、以下のような結果となっています。身体障害が１，６０９人、前年度比３％増。知的障害が８６４人、前年度比１５．３％増。精神障害が２４１人、前年度比２７．２％

増。

また、実雇用率は２．０９％で、全国平均の１．９２％を上回っています。法定雇用率達成企業も５８．８％、これは７５７社中の４４５社であって、全国平均の４８．８％を大きく上回っています。その一方で気になるのは、５００人以上１，０００人未満の企業で障害者雇用の達成企業数、達成企業の割合とも前年を下回ったことです。

一方、地方公共団体においては５８６．５人と、ほとんど変わってはいません。

昨年、滋賀県の障害者雇用が過去最高となったのは、障害者雇用促進法の改正や障害者差別解消法の影響もあろうかと思いますが、野洲市においても、今後、障害者雇用は一層推進する必要があると考えます。障害のある人も自分に合った仕事があれば働くことは可能です。福祉の対象から、働いて納税者になることもできます。

そこで、以下の点について質問をします。

まず、野洲市における障害者雇用の現状について伺います。

○議長（坂口哲哉君）　環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君）　それでは、山本議員の野洲市における障害者雇用の現状についてお答えさせていただきます。

議員の御質問の文脈から、市域に限定した雇用状況ということが推測されるんですけども、市域ごとの状況については労働局もちょっと把握されておりませんということ。そして、基本的に障害者雇用促進法において法定雇用率に従って進められておりますので、市単位での必要性も鑑みまして、市域での法定雇用の現状は現在のところ把握しておりません。

市といたしましては、障害者雇用のみを対象としたものではありませんけれども、今後の労働環境の改善、そういったものに役立てたいということで、啓発、研修等を目的としたアンケート調査を、市独自でございますけども、平成２８年度に実施させていただきました。アンケート先は、毎年実施しています事業所内の公正採用選考及び人権啓発で訪問する１３７事業所でございます。回収は１２１事業所でございましたけれども、その中で、障害者雇用についての御意見として、知的障害者の就労に際して、ジョブコーチなどの支援は助かっている。あるいは、障害者雇用について、ほかの企業はどういう取り組みをされているのか興味がある。そういったいろんな御意見をいただきました。それらを反映するものといたしまして、各事業所が労働環境の改善を促すものとして、野洲市企業人権啓発推進協議会などの企業研修、啓発等に役立てております。

今後も、障害を持つ方の労働環境ということも含めまして、実質的な現状を把握するためのアンケート調査を一定の期間ごとには実施していきたいと、そのように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（坂口哲哉君）　山本議員。

○１３番（山本　剛君）　市域でのちょっと把握はされていないということなんですけども、アンケート調査をされたということで、このアンケート調査、私、非常に重要なことであろうなというふうに思いますし、お答えいただいたように、企業、事業所の側も障害者雇用について非常に関心を持っておられるなというようなことも今のお答えを聞かせていただいて感じました。

ちょっと１点質問なんですけれども、このアンケート調査、これからちょっと一定の期間でやっていきたいというふうにお答えをいただいたんですけども、大体どれぐらいのスパンで考えておられるのか伺います。

○議長（坂口哲哉君）　環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君）　一定の期間ということについてお答えします。

今、決定はしておりませんけれども、毎年となると企業の負担感とかも、そういったこともあります。……毎年具体的に訪問もさせていただいています。そういったことから、おおむね３年ぐらいをめどには考えていますけれども、一定協議会も含めて相談させていただいて、３年を基本にしながら相談していきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君）　山本議員。

○１３番（山本　剛君）　３年スパンでやっていかれるということで、それぐらいでやっていかれたら一定の傾向なりも把握ができていけるのではないかなということですので、これはぜひ継続をしていっていただきたいなというふうに思います。

次に、障害者雇用についての市の基本的な考えについて伺います。

○議長（坂口哲哉君）　環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君）　それでは、山本議員の障害者雇用についての市の基本的な考えについてお答えいたします。

まず、市の最上位計画であります総合計画で障害者の福祉の充実と、その中で障害者の社会参画と促進と、そのことに沿って、野洲市障がい者基本計画において障害者雇用の確

保と拡大を基本目標に福祉的就労の場の確保とともに、障害のある人が可能な限り一般就労につき、就業を通じた社会参加、経済的自立の実現に向けて努めることを基本的な考えといたしております。

以上、お答えとします。

○議長（坂口哲哉君）　山本議員。

○１３番（山本　剛君）　障害者雇用についても、市の総合計画あるいは障がい者基本計画でもきちんとした考えを持っておられるということですので、その姿勢、基本的に私も評価をしておりますので、それをぜひ継続をしていっていただきたいというふうに思います。

それでは、最後、障害者雇用について、今後の具体的な計画あるいはその取り組み等についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（坂口哲哉君）　環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君）　それでは、今後の具体的な計画や取り組みについてということにお答えいたします。

先ほど言いました総合計画が３２年まで、また障がい者基本計画、これも同様に３２年まででございます。したがいまして、平成３３年から基本的な枠組みをまたさらにつくっていくということになります。直近においては、第３次野洲市就労支援計画が今年度よりスタートしております。

次に、具体的な取り組みについてということでございますけども、野洲市企業人権推進協議会を中心に置いてでございますけども、平成２７年度の活動の柱に、障害者雇用に関することということを掲げまして、障害者雇用の促進の周知啓発を行うとともに、企業の障害者雇用管理とその課題、また障害者雇用の現状とハートフルの取り組み、そういったことについて研修を実施しました。２８年度では、大阪府堺市にあります国際障害者交流センター、ビッグ・アイでございますけれども、障害者雇用の先進的な取り組みということについて先進地研修、あるいは障害者の活躍支援についての事例報告の研修、また湖南４市が協働いたしまして、共催事業でございますけれども、精神障害者の雇用に特化した研修を行うなど、年間を通じて障害者の雇用につながる研修、啓発等を実施したところでございます。平成２９年度におきましても、７月ぐらいに障害者雇用の進め方、こういったことをテーマに障害者の雇用を促進するための研修を予定しておる次第でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君）　山本議員。

○１３番（山本　剛君）　行政、野洲市独自の取り組み、あるいは湖南広域での取り組み、あるいは企業人推協との合同の取り組み、いろんなその取り組みをされているということで、これも継続して行っていっていただきたいというふうに思いますし、先ほど言いましたように、私、障害を持った方が福祉の対象から働いて納税者になることもできるということも申し上げまして、先ほど大阪のほうの研修に行かれたということなんですけども、例えば神戸市の社会福祉法人でプロップ・ステーションというところがあるんですけれども、そこはまさに障害を持った人を納税者にしていこうということを中心に据えた活動もされておりますので、そういったところも、もし可能であれば研修に行かれたら非常にいい学びができるんではないかなというふうに思います。

障害者雇用というのは、もうこれからますます大切になって行くというふうに思いますので、一層取り組みを強化していっていただきたいということを最後に要望しまして、１点目の質問を終えたいというふうに思います。

それでは、２点目の質問に移りたいと思います。

２点目の質問ですけれども、歩きスマホ・ながらスマホについて質問をいたします。

現在、歩きスマホやながらスマホによるトラブルや事故等が問題となっています。スマートフォン、略称「スマホ」は便利なツールであり、今や私たちの生活にすっかり溶け込んでいます。しかし、上記のように歩きスマホやながらスマホはさまざまな危険性もはらんでいます。

ＮＴＴドコモの調査では、９９％が「歩きスマホは危険」と感じながら、７３％が「歩きスマホの経験がある」と回答し、歩きスマホ経験者の６６％が「人にぶつかったことがある」、３．６％が「線路に転落したことがある」、１８％が「転んだことがある」と答えています。

また、スマホ関連企業が全国の１０代、２０代のスマホ利用者５００人に歩きスマホの経験の有無を調査したところ、８６．８％が「ある」と答え、頻度については、「日常的」が４０．１％、「たまに」が５１．８％、「ほとんどしない」が８．１％でした。

また、別の企業が５００人を対象にインターネット調査を行ったところ、４４％が「あるきながらスマホまたは携帯電話を使うことがある」と答え、そのうちの３８％が「人とぶつかりそうになった、またはぶつかった」と回答しており、「歩きスマホ・携帯をやめたほうがいいか」という質問に対しては、８０％が「やめたほうがいい」と回答した結果が

出ています。

なお、「やめたほうがいい」を年代別に見ると、２０代以下が５５％、３０代が７８％、４０代が７５％、５０代が９４％、６０代以上が９１％となっています。

ＪＲ西日本が行った調査でも、年代が高くなるにつれて「駅での歩きスマホはマナー違反である」という意識が高い傾向が出ています。そして、「歩きスマホ・携帯をすることがある」と答えた人でも６２％が「やめたほうがいい」と答え、「歩きスマホ・携帯をすることがない」と答えた人は９３％が「やめたほうがいい」と回答しています。

また､民間の研究所がスマホを所有する二十歳以上の６４８人を対象に行った調査では、歩きスマホについて８２．４％が「危ないと思う」、１６．２％が「やや危ないと思う」と回答しています。

このように、多くの人が歩きスマホが危険であり、やめたほうがいいと答えながら、それをやめることができない人が多く存在します。県内では、最近路線バスの運転手が回送バスを運転中にスマートフォンを操作し、物損事故を起こす事故が起こっています。事故は、先月２５日、運転手が信号待ち中にスマホを操作。停車中だった前の軽乗用車に衝突しました。軽乗用車を運転した人と運転手にけがはなく、乗客は乗っていませんでした。

全国的に見れば、悲しいことに歩きスマホで死亡事故も起こっており、決して野洲市においても人ごととは言えません。また、歩きスマホのときに犯罪被害者になる危険性もあります。携帯電話会社も歩きスマホ・ながらスマホ防止の啓発を行ったり、注意喚起のアプリを使ったりしていますが、大きな効果が上がっているとは言えません。

そこで、以下の点について質問をします。

まず、歩きスマホ・ながらスマホに対する市の認識について伺います。

○議長（坂口哲哉君）　市民部長。

○市民部長（田中理司君）　歩きスマホ・ながらスマホについてということで、山本議員の御質問にお答えさせていただきます。

１点目、歩きスマホ・ながらスマホに対する市の認識はということでお答えさせていただきます。

スマートフォン画面に意識を集中して歩く、いわゆる歩きスマホ・ながらスマホでございますが、画面に集中することで進行方向、周囲に対する注意力散漫・低下ですね、こういったことが起こることから、他の歩行者との衝突や階段を踏み外したりということが実際に駅で起こっているということでございますので、当然のことながら重大な事故につな

がる可能性のある危険な行為、迷惑行為であるというふうに考えておりますし、また非常に多くのスマホが世の中にはございますので、その数が、先ほどの統計にもありましたように、相当数の方がパーセンテージでいって日常的にやっているということでございますので、社会的な問題にも、課題というんでしょうか、になっているんじゃないかというような認識でございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君）　山本議員。

○１３番（山本　剛君）　今お答えをいただいたように、当然市のほうも歩きスマホ・ながらスマホは危険な行為であり、なおかつもうほとんどの方がスマホを持っているというような状況になっているということもありまして、今お答えいただいたように社会的な問題であるというふうな認識をされているということで、これはやっぱり今お答えいただいたように、決して個人の問題、個人にとどまる問題、使っているのは個人なんですけれども、決してその個人の問題ではないというような認識をされているということで、私も同様の認識をしておるんですけれども。

次の質問なんですけれども、それでは野洲市における歩きスマホあるいはながらスマホの現状について伺います。

○議長（坂口哲哉君）　市民部長。

○市民部長（田中理司君）　２点目の歩きスマホ・ながらスマホの現状についてということでございますが、本市の状況の現状についてということでは把握はできておりません。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君）　山本議員。

○１３番（山本　剛君）　調査等をされたということもないというようなことだと思うんですけども、現状、数値なりデータとしては把握をされていないとしても、例えば出張とかで駅へ行かれるときに歩きスマホをしている方を見るとか、駅のホームで電車が来る直前であっても、本当にスマホにもう集中して電車が来るのにも気づかないぐらいの方も見かけたことがあるのではないかなというふうに思うんですけれども、決してそういうようなこと、私自身も町中歩いていましても、歩きスマホ・ながらスマホ、ほんで外出たらもう必ずと言っていいほど見かけるようなことですので、決して野洲市においても、大きなトラブルは起こっていないのかもしれませんけれども、ひょっとしたら市が把握をしておられないところで多少のトラブルであったりといったようなことは起こっているのかもし

れませんし、そういった部分も含めまして、今後、そういうような現状把握をしていただければというふうに思います。

それでは、最後なんですけれども、歩きスマホ・ながらスマホ防止の啓発等の必要性についての市のお考えについて伺います。

○議長（坂口哲哉君）　市民部長。

○市民部長（田中理司君）　歩きスマホ・ながらスマホの防止の啓発等の必要性についてということでございますが、本市では昨年度、第１０次の野洲市交通安全計画を作成しております。その中で、総合的かつ長期的な施策を推進していくというふうにうたっております。その中で、高齢者、障害者が安全・安心に通行できる歩道等の安全対策を推進していきますというような項目がございます。

ここで、これは例えばの例でございますが、高齢者、障害者はなかなかとっさの対応がとりにくい交通弱者と呼ばれる方々でございますが､そういった方々も当然のことながら、ながらスマホの自転車等が近寄ってきた場合はある一種の危険を感じるということもございますので、そういった自転車並びに自動車等も含めまして、スマホの操作について、その危険性が認識されて、恐らく数字的には認識されていると思うんですけど、それが実際に行為としてなくなるように啓発をしていきたいなというふうに感じております。

その啓発の具体例でございますが、秋とか春、交通安全運動の期間中がございます。そういったところで、守山署と協議した上で、実際に脇見運転とか前方不注意の中に、例えばこれは明らかにスマホのパーセンテージが上がってきたというふうに、いろんな分析結果が出ましたら、そういった啓発をそういう交通安全期間中に実際に行っていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君）　山本議員。

○１３番（山本　剛君）　今お答えいただいたように、交通安全計画のほうに盛り込んでいっていただけたらというふうにも思いますし、盛り込んでいくべきだというふうに私は考えておりますし、また啓発につきましても交通安全運動のときに、歩きスマホ・ながらスマホのことについて啓発に取り組んでいくというようなこともお考えやということですので、それはぜひ具体化をしていただきたいなというふうに思います。

本当に繰り返しにもなるんですけども、本当に歩きスマホもよくないんですけれども、私、何回も見かけたことがあるんですけども、特に中学生、高校生ぐらいの年代の人なん

ですけどね、自転車に乗りながら片手でスマホを見ているというようなことも何回も見ていますし、あるいは自動車を、明らかにスマホを見ながら運転しているというような光景も私も何度も見ておりますし、皆さんもお見かけになったことがあるんではないかなというふうに思います。そういった部分で言いますと、部長おっしゃったように、安全面においては非常に危険な行為であるというふうに思いますので、ぜひとも先ほどお答えいただいた歩きスマホ・ながらスマホ防止の啓発、その危険性の周知等も含めてですけれども、具体的な取り組み、ぜひ推進をしていっていただきたいということを要望しまして、私の質問を終えたいと思います。

以上です。

○議長（坂口哲哉君）　暫時休憩いたします。再開を１３時といたします。

（午前１１時４７分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（坂口哲哉君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第３号、第９番、東郷正明議員。

○９番（東郷正明君）　第９番、東郷正明です。

きょうは大きくは２つの質問となります。

最初に、琵琶湖の漁業と環境について質問します。

漁業と環境問題について、初めに漁業についてお尋ねします。琵琶湖のアユ漁は毎年１２月ごろから始まり、年明けから本格化します。しかし、ことしは琵琶湖のアユの漁獲量がこれまでになく少なく、昨年の１０分の１で、ゼロに近い状態だったとお聞きします。５月になって少しは盛り返したようですが、琵琶湖の漁師にとっては、それでは時季が遅過ぎ、中には休業に追い込まれた漁師さんも県内にいると聞いています。気候の関係で水温が低かったから、琵琶湖の底のほうにいるとか、いろいろ言われていますけれども、それらばかりではないのではないでしょうか。

アユの漁獲量も減少していますが、フナ、ハスも例外ではありません。ボテジャコ等は既に壊滅状態に陥っています。

そこで、お尋ねします。

市内の漁師の漁獲量はどれぐらい減少したのか、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君）　環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君）　それでは、東郷議員の市内の漁師の漁獲量はどれぐらい

減少したのかということについてお答えをさせていただきます。

市内の漁師の漁獲量というのは、ちょっとサンプルデータが少なくて増減が激しいというので、データ解析的にはちょっと難しいということがありますので、したがいまして滋賀県の直近の琵琶湖漁業に関する統計というところからお答えさせていただきます。

それによりますと、昭和３０年ごろの１万トンぐらいですけども、その前後がピーク。それから減り続けまして、平成２７年の漁獲量は９７９トン、約１０分の１に減少しているということでございます。

以上、お答えとします。

○議長（坂口哲哉君）　東郷議員。

○９番（東郷正明君）　県では琵琶湖全体で魚群探知機による調査によると、３月には２５２群の魚影が、４月には１０２の魚影、５月には７７となっています。これは過去５年間の平均の６割になっていて、トン数で言うと５７トンになっています。これぐらい減少して、本当に漁師さんは生活も大変だと思うんです。

そこで、次にこの漁獲量が減っているのならどのような手立てをされたのか、お尋ねします。

○議長（坂口哲哉君）　環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君）　漁獲量が減っているなら手立てをされたのかという御質問でございます。これはアユのことですか。

○９番（東郷正明君）　アユ、ほかにも全体的に。

○環境経済部長（遠藤由隆君）　はいはい。もう新聞では報じられておりますと思いますけど、県において緊急対策として融資枠２億円、そして１８トンの追加放流、計７，４００万円の補正ということで、この６月議会に提案されると聞いております。

以上、お答えとします。

○議長（坂口哲哉君）　東郷議員。

○９番（東郷正明君）　県のほうでも対策等を立てられるということが新聞でも報道されています。

そこで、漁業者や養殖・加工業者への融資制度も県で何か４，８００万円の予算が立てられているようですけども、市としては何かその手立てはできるようなものはないんですかね。お尋ねします。

○議長（坂口哲哉君）　環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君）　市といたしましては、御承知のとおりでございますが、大幅に減ったから何か対処療法的にするというよりは、今の緊急対策を否定するつもりは全くありませんけれども、もう平成１９年の第１次基本計画から環境保全活動、毎年４，０００人ぐらいの市民の皆さん、事業者の皆さんと生態系も含めた保全活動をしていると、そういうところできちっとやっていると。むしろ、そうした長期的な視点に立った改善活動、県民全体となってやることが重要であると、そのように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（坂口哲哉君）　東郷議員。

○９番（東郷正明君）　環境保全とか、いろんな対策をしてやっておられますけれども、漁獲量が減少した原因というのはどんなふうに把握されていますか。

○議長（坂口哲哉君）　環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君）　それでは、漁獲量が減少した原因は何なのか把握されているかという御質問でございますけれども、原因は多々あります。湖底のヘドロ化あるいはカワウの被害、ヨシの減少、もういろいろあります。最近では、植物プランクトンの大量発生など、いろいろ言われておりますけれども、率直なことを言って、その原因はわからないというのが本当のところだと思います。

以上、お答えとします。

○議長（坂口哲哉君）　東郷議員。

○９番（東郷正明君）　今、いろんなことを想定はされますけども、原因はわからないということで。ということは、この次の対策はとられたのかというのに対してはどうなんですかね。

○議長（坂口哲哉君）　環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君）　どんな対策をとられたのかということでございますけども、先ほどの御質問でお答えしましたように、長期的な視点に立ったことが大事であるというまず認識を持っております。そして、基本的には、これはもう県も国も科学者もそうですけども、いわゆるメカニズムの問題として、今、その方向に動くというふうになっておりますので、そこには期待したいと思っております。

以上、お答えとします。

○議長（坂口哲哉君）　東郷議員。

○９番（東郷正明君）　県ではアユの資源確保に向けて、産卵前のアユの放流を例年の２

倍に当たる１８トンにふやすということでやられるようです。それで、対策もいろいろ、メカニズムとか、いろいろあるんでしょうけれども、県でも放流をやられるけど、放流によってふやすというのはわかるけども、本当の原因、漁獲量が減少した原因、そこがわからないと、なかなかアユもふえてこないし、そこがもうちょっと県に対して何か求められるようなものはないでしょうか。

○議長（坂口哲哉君）　環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君）　再質問ということでございます。１８トンの放流をなされます。先ほど言いましたように、その緊急対策を私自身批判的にという意味ではございませんけど、例えばもっと具体的に言うなら、去年の産卵で倍ぐらいの産卵があった。ことし、物すごいたくさんとれますよという報告があった。ところが、何もとれない。じゃあ、１８トン今したから、来年それがそのままとれるのかといったら、今言ったそのメカニズムを解明せんと難しい。仮にとれたとしたら、今度暴落というのが起こる。そのあたりを対処療法的に毎年毎年短期でやると、ほんまにそれでええのかなと、そういうふうに認識しております。

先ほど言ったメカニズムについては、ＢＯＤ、ＣＯＤの乖離というのが今指摘もされておりますけども、今、ＴＯＣという指標によってやられると。そこに大きな期待を寄せているということでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君）　東郷議員。

○９番（東郷正明君）　それで、漁業に携わる方はこの市内にはどれぐらいおられますか。

○議長（坂口哲哉君）　環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君）　市内の漁業に携わる方ということでございますけれども、漁業組合の組合員が２１名おられます。

以上、お答えとします。

○議長（坂口哲哉君）　東郷議員。

○９番（東郷正明君）　２１名ということで、それが次の後継者につながって、次の人の漁師さんの育成というのがしっかりできているのか。それと、その後継者対策、育成対策はどのようになっていますか。

○議長（坂口哲哉君）　環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君）　市内の漁業に携わる方の後継者という意味においては、

今の２１名の中で、基本的に家族経営はほとんどですけども、その息子さんあるいは娘さんが既にもう入っておられまして、十分とはよう言いませんけども、一定の後継者がおられるということでございます。

そして、今後の後継者の育成ということについてでございますけども、昨年度より県におきまして、琵琶湖で従事する漁業就労者の確保ということに向けて、漁労技術の習得を目的とした研修事業であります「しがの漁業担い手確保事業」というのが去年度から実施されております。

以上、お答えとします。

○議長（坂口哲哉君）　東郷議員。

○９番（東郷正明君）　２１名の方がいて、息子さんとか、いろんな家族の方もやられると、一定の確保ということなんですけども、ことしのように琵琶湖に魚が戻らないと漁獲量も見込めないで、それでは後継者も漁師をやって食っていこうかという気になれませんよね。そういったことで、琵琶湖の環境が漁師、漁獲量と大きく影響してくると思うんですけども、そこで琵琶湖の環境についてお尋ねします。

琵琶湖は湿地保全のため、国際条約であるラムサール条約にも登録された国際的な保全水域となっていますが、残念ながら琵琶湖においても環境の変化は免れません。その結果、生態系の変化やプランクトンの増殖で川魚も減少を余儀なくされ、琵琶湖の漁獲量にも大きな影響を与えています。１９６０年代後半には、水路補助整備で水田の小川がセメントの水路に変わり、そしてこれまで琵琶湖周辺にあった内湖もなくなった結果、浄化されないまま琵琶湖に流れ、そこで４０年、５０年経過する中で、湖底に、土の中にいろんなものが含まれて蓄積されてきました。湖底はこれまでの砂ではなく、土となっています。

そこで、水質を浄化するための人工的な内湖のため池をつくり、直接琵琶湖に泥が流れないように県や国に求めていくべきと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（坂口哲哉君）　環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君）　それでは、水質を浄化するための人工的な内湖について、県・国に求めていくべきとのことについてお答えします。

内湖は、御指摘のとおり、汚濁物質を沈降させるとか、そういった多様な機能を有しているわけです。県では、現在、内湖再生全体ビジョンというのを策定されて、現在、長浜市の早崎内湖というので進められておられます。長期を要する大きなプロジェクトで多くの課題というのもありますけれども、この事業の効果、成果、そういうのも検証しつつ、

内湖の再生を要望していくことは選択肢の１つだと思っております。

一方で、先ほどから申していますように、ヨシ帯の植栽あるいは魚のゆりかご水田、そういったことですね、さまざまな取り組みの中に内湖的な機能を組み込んでいくということも大事なことであると、そう認識しております。

以上、お答えとします。

○議長（坂口哲哉君）　東郷議員。

○９番（東郷正明君）　琵琶湖再生法とかで流入河川の底質の改善とか、いろいろ含まれています。それでもこの４０年、５０年たって、河川から流れた琵琶湖の底は土になって、そこにいろんなものが含まれていると思うんです。工場やったらいろんな機械で浄化して固めて琵琶湖に流れないようにするんですけども、田畑とか農薬とか使ったやつはそこで浄化されずに水路をそのままずっとストレートで琵琶湖に流れますから、それがほんまに歴史伝わってずっと積もっていますから、しっかりその辺の対策を、内湖もそうですし、内湖の流れる後か先なんかはようわからないんですけども、そういった浄化方法を何か対策しなあかんのかなと思うんです。企業はいろんな今苦労をして浄化、すごい投資されて琵琶湖の環境にもされていますけども、農業が、十分農薬とかそういうのも昔ほどきついものは確かに使われてないと思うんですけども、そこはしっかりやられていかなあかんのかなと思います。

県においても、これまでさまざまな取り組みが行われてきました。１９７７年に赤潮が発生したことを契機に、粉石けんの推進の県民運動や滋賀県琵琶湖富栄養化の防止に関する条例が制定され、翌年の７月に施行されています。この条例で工場から排出されるリンや窒素排出基準、リンを含む合成洗剤等の販売禁止や農業での肥料の基準が厳しくされ、その後、リン、窒素の含有量を削減する取り組みが行われていますが、現在の琵琶湖の水質についての認識はどのように持っておられるのか、お聞きします。

○議長（坂口哲哉君）　環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君）　琵琶湖の水質の認識ということでございますが、先ほど御質問でもありましたように、工場あるいは農地、いわゆる点源、ポイント的、特定ができるところの排出。そして、面的、これは農地とか、リンもそうですけども、そういった面的なところがあります。点源的なものは、一定データ上は削減されておる。面的なものは変化が見られない。そのデータから読み取れば、面的、面源、このあたりは重視すべき、そういうふうに思っています。

あともう一点は、琵琶湖の水質基準の管理のあり方、このあたりが今限界に来ているのではないかというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君）　東郷議員。

○９番（東郷正明君）　琵琶湖を見て、以前と比べればきれいになったと一般的には言われています。子供のころとは琵琶湖の水の色がもう本当に全然違うと思うんです。網で魚をとっている漁師さんは、網にこれまでなかったものが網に付着してくると言われています。

そこで、さっきも言いましたけど、農薬や工場排水など、化学薬品の使用基準は本当に規制もされていますけども、その基準というのが魚にあかんのではなく、人間に大丈夫かという基準で規制されており、そこが、繰り返すことになりますけども、３０年、４０年たつとどうなるんかという心配がされます。

そこでお聞きしますが、使用基準はされているんですが、このまま化学薬品が琵琶湖に流されて蓄積されていけば、率直にどのようになると思われるのか、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君）　環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君）　化学薬品が琵琶湖に流され、蓄積されればどのようになるかにお答えいたします。

先ほども言いましたけども、有機汚濁物質の指標であるＢＯＤとＣＯＤの乖離、これは難分解性物質がふえているということが言えると思います。その全体の解明とか影響は今されておりません。それは科学的にもされておりません。これからという、先ほど言いましたように期待しております。そういう意味では、問題ないとは到底言えませんけれども、わからないというのが本当のことでございます。

以上、お答えとします。

○議長（坂口哲哉君）　東郷議員。

○９番（東郷正明君）　科学的解析されていないということで、それでは富栄養化防止条例とかで、赤潮対策でリン、窒素が中心的に削減計画がされてきましたですね。それで、削減目標を決めて、その結果、琵琶湖の赤潮とかはなくなってきて、その効果は出ているんですけども、そのほかの、以外のいろんな含有率についても、やっぱりしっかりと県・国に対策を求めていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（坂口哲哉君）　環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君）　リン、窒素以外の含有率についても削減目標を決めて国・県に対策を求めるべきという御質問にお答えします。

御質問にもありましたように、淡水赤潮の発生という、いわゆる衝撃的な出来事がありまして、そこから琵琶湖の水質改善が始まり、いわゆる富栄養化防止という観点から琵琶湖の水質改善がされてきたわけですけれども、それは当然無理からぬことだと思います。

しかしながら、リン、窒素といった富栄養化の指標、あるいはＢＯＤ、ＣＯＤといった有機汚濁の指標だけでは今もう限界が来ているのではないか。というのは、何ぼやっても水草はふえるし、今おっしゃったように、漁獲の減少もあるし、なかなか解明されていない。そういう意味では、これも先ほど言いましたけども、全ての有機物を把握できるＴＯＣですね、全有機炭素量などに県や国も着目しているというのが現在の動きでございます。

そういう意味から、従来の水質管理基準の削減ありきで論じるのではなくて、今後、もっと広く生態系全体捉えた分析をする必要がある、そのように思っております。

以上、お答えとします。

○議長（坂口哲哉君）　東郷議員。

○９番（東郷正明君）　生態系全体でそれを求めていくということで、ほんまにずっと何十年もかかって琵琶湖が汚れ、対策は立てているけども、今も、現在も農薬とかの基準は薄くなったとは思いますけども、そやけど、ずっとどんどん今も琵琶湖に流れて、それは対策を立てても、今現在流れているから、そこの対策を立てないとなかなかもう、多分５０年かかって汚れてきたもんやったら、こういうのは多分１０倍ぐらい年月がかかるかもしれません、この流れていくやつをとめないと。そういったものに対して、しっかり今後対策を県とか国とかに求めていただきますよう、もう一度答弁をお願いします。

○議長（坂口哲哉君）　環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君）　今の御質問についてお答えいたします。

もともと水質、県・国の管理ということになっております。そういう意味において、今おっしゃられた御指摘というのはきちっと対応しながら、必要に応じて県・国へ要望活動していきたい、そういうふうに思っております。琵琶湖再生法のこともありますので、あれをつくって終わりみたいなことに今なっとるような気もせんでもないんで、そのあたりを法律にできていますので、きちっと対応していきたい、そういうふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君）　東郷議員。

○９番（東郷正明君）　確かに、琵琶湖再生法で、ＰＤＣＡで見れば、Ｐはできているけど、最後のずっと詰めができていないように思います。しっかり国・県に対策を求められるということで、またよろしくお願いします。

次の質問に入ります。

農業問題について、２月議会でも農業を守る支援策についてお尋ねしましたけれども、今回も質問をさせていただきます。

安倍自公政権は、昨年１２月にＴＰＰを強行採決したことは記憶に新しいところですけれども、米国を除いた１１カ国の枠組みでの各国との協議や、トランプ大統領は米国との二国間協議、ＦＴＡを迫っています。農産物自由化が強まるとともに、食の安全基準はさらなる国益差し出しの格好の材料にされかねません。

昨年１２月に強行採決されたＴＰＰの批准は破棄せよと国に求めるべきと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（坂口哲哉君）　環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君）　東郷議員のＴＰＰの批准は破棄せよと国に求めることについてお答えいたします。

これまでの議会答弁で幾度も申してきましたけれども、市といたしましては、既に実際もう動いています。そういったことから、賛成とか反対とかの立場を示すものではないと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（坂口哲哉君）　東郷議員。

○９番（東郷正明君）　既に国会で採決されたということなんですけども、そやけども、やっぱり今後、二国間協議が進められれば、このＴＰＰの日本が批准した、その内容が問われて、そこよりもっと厳しいことが求められてくると思うんです。ＴＰＰ批准していない国よりＴＰＰ批准している国はそこをある程度、中身を妥協しているところあるから、そこを厳しくされれば、ほんまに農業に漁業、食の安全、経済、全て破壊されてくると思うんです。

安倍政権が今進められている農業破壊、協同組合解体政策でも財界主導の規制改革推進会議などで農家の声や農協の声を無視し、官邸主導で、今、政治が行われています。農協法改正で協同組合が株式会社化になると、株式公開による多国籍企業による乗っ取りが可能となって､日本の農産物生産と食料の安定供給が本当に困難になると思うんですけども、

そこで日本の農業はアベノミクスが進める大規模農政から家族経営を守るための農政の推進こそ必要ではないかと考えますが、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君）　環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君）　日本の農業はアベノミクスが進める大規模農政から家族経営を守るための農政推進こそが必要ということについてお答えいたします。

市といたしましては、議員おっしゃられるように、大規模経営が悪く、家族経営がよいみたいな御発言もあるんですけども、どちらか一方を推進して成り立つものではないというふうに思っております。経済的な枠組みからも、大規模のスケールメリットもあれば、それを支えるスモールメリット、お互いの両支えというふうに思っております。そういうバランスが大事だと思います。

今後についても、野洲市の農業者の方々の意向を踏まえるということ、そして関係市民の皆さんで議論いただきました、策定いたしました第２次農業振興計画に基づきまして、両者のバランスのとれた農業政策ということで進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとします。

○議長（坂口哲哉君）　東郷議員。

○９番（東郷正明君）　野洲市でもグリーンさんが野洲市内の全体の１０分の１ぐらいの農家されていますよね。そういうことも今の現状の中では必要やとも思いますけども、そこは今、これまで続いてきた安倍政権のもとで、家族経営をできる道が何かそがれるような方向に政治があったから、こんな状況になっていると思うんです。

そういう中で､本市の農業を見てみますと､農業の離農者は本当に急速にふえています。これは本市だけの問題ではないと思うんですけども、農業の後継者問題はすごい深刻だと思います。このような状況はきょうになって起こっている問題ではありませんけれども、国がアメリカ言いなり農政をひたすら続けてきたからにほかなりません。農業をしていれば食っていけるということができないから、農業を引き継ぐ後継者はより一層いなくなると思うんです。

一昔前なら会社を定年退職した人が農業をするというのが定番でしたけれども、年金給付の年齢も引き上げられて、今では６５歳まで働いている人がほとんどだと思います。しかし、農業を自身でしなくても、○○ファームとかグリーン何とかさんに今は耕作してもらっている人が多いと思います。しかし、土地の地権者ですから、農地を耕作していなく

てもずっと固定資産税や土地改良賦課金等を払っていかなくてはなりません。これ、国の制度やと思うし、仕方がないと言ったらそれで終わってしまうんですけども、この制度が本当にこのままずっと続いていいのかというのを疑問に持ちます。農業をされようとする人には夢を持って、職業として選択できる農業としての支援策が求められます。

また、高齢化で農業を続けられない人は、土地は市内にあるが、家族の代が変わって市内には住んでおられない方もおります。また、矢野議員の質問でも高齢化がどんどん進んで、長男さんが畑に家建てて、次男さんは家建てられないから市外に行ったりという、土地はあっても規制とかされていて家が建てられない。そのために外に出ていくということもあって、なかなか次の農業を守る世代が困難な状態になっています。

例えば農業を引き継がなくても、耕作を業者に委託していても土地の地権者ですから、当然固定資産税や土地改良の賦課金がかかってきますし、するとその人自身は農業者でないという感覚で会社員をされていても、委託業者にはやっぱり耕作をしてもらっているから耕作代も払わなあかんし、税金も払うことになります。お米も買わなければなりません。これは当然いうたら当然なんやけども、農地が日本の農業として守られていくためのしっかりした制度も必要なんですが、そこで多国籍企業に農地が行かない仕組みが必要となりますけれども、現状では農地を手放そうと思っても難しく、したいと思ってもいろんな、ひとり暮らしだったり、２人が１人になったり、家族もずっと、人数も減っていますし、家族そのものが、もうその家自体がなくなっているという家も今ありますやん。ほんで、空き家かて、例えば小比江でも二十数軒や思うんやけど、あそこでも４軒空き家があります。こういうようにどんどん過疎化していって、そういう中で農業が守られない、手放そうと思っても、結局は委託業者に耕作をしてもらう、現実にはそれしかありませんし、農業水路も傷んでくると、土地の地権者が負担することになると思いますけれども、耕作を委託された業者がそうした負担をしてまで耕作を引き受けてくれるとは思えませんし、将来、そうなれば耕作する人もいはらへんようになってくると思うんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（坂口哲哉君）　環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君）　耕作を委託された業者が農業水路の修繕を負担してまで耕作を引き受けないため、将来耕作者がいなくなるのではという御質問プラスアルファたくさんありまして、ちょっとわからないところもあるんですけども、基本的には、先ほど夢を持ってとか、いろいろ言われていました。夢を持ってやっておられるのもたくさんお

られます。先般も経営者会議、あるいは青年農業者クラブ、そういった方たちは農業をしたいということがおられまして、それは経営の観点から一定のスケールが必要であるということで、頑張ってやっておられるんです。発言の中にも、今後もいっぱい荒波あります、これはＴＰＰも含めて。それでも気概を持ってやりたい、やっていきたい、そういった強い意志を発言されておられました。そういう意味では、農業が好きだという意味で、夢を持ってやっておられます。

もう一つ、それを国の推進と言いますけど、国の中間管理機構というのがあるんですけども、その集約によって作業効率を図って経営改善していくと。これはこれで夢を持った人がやる、好きな人がやるということは一定賄えているのかなというふうに思います。小規模だけですと、ある種、強制労働という、これは言い方は悪いですけども、そこにあるからやりなさいみたいな、好きでもないけどやりなさいみたいな、そんな強制労働につながるのも変なことになるというふうに思っております。

あと、そういった大規模のそれが進むということは、いわゆる地域の農業者が少なくなる。先ほど言われました離農者ですね、離農者が多くなる。だから、維持管理等々のそれが少なくなるということを言われてはると思うんですけれども、そこを、例えば補助事業といたしましては、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策ということで活動資金、要は農村維持も含めて現在進めているところでございます。

そして、あとは契約上の行為と思うんですけども、固定資産税とか、そういうなんを所有者が払う、これは納税義務が、所有者でございますので、仕組みとしてはそうなっております。ただし、小作の契約等において、それを８，０００円とか１万円とか云々とかあるんですけど、そこは契約の自由でございますので、それぞれの売り手と買い手というか、貸し手とやり手ちゅうか、その中で、契約の中で決めていくことというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君）　東郷議員。

○９番（東郷正明君）　決して、中間管理機構でいろんな問題点ありますし、そや言うて離農を進めるものではありませんけども、今進める、ＦＴＡとか、そういったもので、今、日本の農業も地産地消とか、いろいろやっておられますけれども、そうした中でＴＰＰとかＦＴＡでＩＳＤＳ条項があって、そこでは将来地産地消で、どこの国のどこでとれた野菜だ、米だということが表示できなくなって、もうお米にしてもお店でどの国のものかわ

からへん、要は外国においしいものが行って、日本にまずいものが回ってくる、極端に言うたらね。こういうふうになるかもしれんし、それでは今進めておられる地産地消で若い人も何人かやろうとしている人もいますし、そういう意味でもこのＴＰＰやＦＴＡはやっぱり国に対してはきっちりノーという声も求めていただけないでしょうか。再度質問します。

○議長（坂口哲哉君）　環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君）　再度ＴＰＰの破棄ですか、を国に求めていきたい、これは１番で答弁させていただいたとおりでございます。先ほど地産地消というのも出たんですけども、基本的に先ほどから言われておる大規模と小規模、私も言いました、バランスをとって。それは基本的には地産地消の、今の小さいお店は、野洲の場合はあります。地産地消で売る。そういうとこは結構小規模経営のところが活用されております。大規模経営は、どちらかというと、そういった……よりはどんと行くとこやないとなかなかはけませんので、そういったことでやっています。特に、ＪＡのおうみ富士管内というのは、米は足らんぐらいで全部売られておられます。これはＪＡに聞いた話ですけれども。そこでＴＰＰと今言っておられることは若干そぐわないのかなというふうに思います。そぐわない点があれば、どんどん求めていけばいいんじゃないかと。それは当然民主主義としての権利でもありますし、国内の事情、そういったことを政治として伝えていく、それはそれできちっと、議員さんもそうですけど、我々も含めて対応していくというのが筋だというふうに思っております。

以上、お答えとします。

○議長（坂口哲哉君）　東郷議員。

○９番（東郷正明君）　いずれにしても、大規模農業と家族経営の農業がうまくバランスがとれていくように、県や国にしっかり求めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂口哲哉君）　次に、通告第４号、第２番、北村五十鈴議員。

○２番（北村五十鈴君）　２番、北村五十鈴です。

きょうは大きく２つ、分割にて質問させていただきます。

最初に、野洲市国民保護計画、有事の対応について。平時に問う、もしものときの行動についてです。

平成１３年の米国同時多発テロを初め、世界各地で発生している人間を殺傷する大量殺

戮型テロの脅威から、平成１５年６月に武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律、事態対処法が成立し、またこの武力攻撃等から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小限にするために、平成１６年６月に武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、国民保護法が成立しました。この法律に基づき、県でも平成１７年、滋賀県国民保護計画が示され、本市でも平成１９年３月に野洲市国民保護計画を作成されています。

しかし、近年、平和はますます危うさを増し、きっと私の年では使いことはないだろうと考えていた有事などというきな臭い言葉が飛び交い、またミサイルという嫌な冷たい響きとともに不安な空気が漂い、そして決してあってはならない戦争が隣国の国で、もしかしたらいつ始まってもおかしくない報道が流れ、国民、県民、市民誰もが不安に感じ始めていると思います。本市でもホームページのトップに大切なお知らせとして「弾道ミサイル落下時の行動等」が載せてあり、現実味を帯びております。

そこで､過剰に心配し過ぎるのもよくはないと思いますが､平時だからこそ冷静に考え、また準備や確認もできるのではないかと思い、市民の皆様の御心配も鑑みて、もしものときを想定して、市民部長、教育長にお伺いいたします。

１、まずは有事という解釈についてお伺いします。有事というと、私自身、戦争状態というイメージが強かったのですが、正確にはどのような捉え方がいいのか、お伺いいたします。

２、次に有事を知る情報の最たるものがＪアラート、続いて、より詳しくローカルな情報を知ることのできるものがＬアラートだと認識しておりますが､全国瞬時警報システム、Ｊアラートと、たしか以前はコモンズと呼ばれていた災害共有システム、Ｌアラートの違い、また市民が受信できる手立て、気をつけたほうがいい受信情報等、とにかく対処に時間的余裕のない、いわば命にかかわる情報ですので、わかりやすく、かつ簡単にお伺いいたします。

３、では実際に防災行政無線やＪアラートが作動した場合に、私たち市民が最初にとるべき行動をお伺いいたします。

４、子供もたちについてですが、登下校時も含めて学校で警報が出た場合の子供たちに対する御指導、訓練はどうされているのか、あわせて保護者への安否確認の方法もお伺いします。

５、有事が、戦争、自然災害、どちらであっても、やはり平時の訓練や備えが大切であ

ると考えますが、国、県も平成２７年、国民の保護に関する基本指針の変更を示しており、本市でも変更を計画されていると聞いておりますが、主だっての変更箇所、及び本年度は毎年開催していただいている市を挙げての防災訓練をお休みして新しい避難所等の訓練を企画していただいているそうですが、計画をお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君）　教育長。

○教育長（西村　健君）　議員の皆さん、こんにちは。

教育長の西村でございます。初めての登壇です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず私から北村議員御質問の４番目、子供への指導、訓練についてお答えいたします。

今日、学校では、火災や地震などの防災と、それから不審者対応などの防犯について、発生したときの避難行動の指導や訓練を毎年学校単位で行っています。また、多くの学校ではそれらにあわせて、主に小学校ですが、保護者さんなどへの引き渡し訓練も最近はするようになってまいりました。

今回御質問のＪアラートなどに対応した避難訓練につきましては、まだ実施はいたしておりません。今後、子供たちへの指導方法等を検討しながら実施を考えていきたいというふうに考えております。

また、保護者への緊急連絡等については、市のメール配信システムを、大体９割近くの方が登録いただいているんですが、それを通じて行うことができるというふうに考えております。また、ちょっと時間はかかるんですが、各学校ごとに電話連絡のシステムをつくっておりますので、そちらもあります。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君）　市民部長。

○市民部長（田中理司君）　市民部長の田中でございます。

続きまして、１点目、２点目、３点目、５点目についてお答えさせていただきます。

まず、１点目でございますが、野洲市の国民保護計画におきまして、有事という捉え方はございませんので御理解願いたいと思います。

２点目でございます。ＪアラートとＬアラートの違いと、受信できる手立てについてでございますが、Ｊアラートにつきましては、全国瞬時警報システムと申しまして、大規模な自然災害や武力攻撃事態などの情報を国民へ瞬時に伝える警報システムということで、内閣官房、気象庁、消防庁が人工衛星を介しまして全国の自治体へ情報を送り、この情報

なんですけれども、弾道ミサイル、航空、また緊急地震速報、大津波警報、気象等特別警戒警報と、こういったものになりますけれども、こういったものを人工衛星を介して自治体へ情報を送り、自治体が防災行政無線等、またホームページ等で住民へ伝える仕組みでございます。

次に、Ｌアラートでございますが、こちらのほうは災害情報共有システムと申しまして、自治体、消防庁、気象庁、内閣官房が災害情報を集約いたしまして、テレビやネット、また携帯、スマートフォン、こういったメディアに一斉に一括して配信する共通基盤でございます。

続きまして、３点目のＪアラートが作動した場合に私たち市民が最初にとるべき行動でございますが、Ｊアラート、防災行政無線が作動した場合でございますが、市民の皆さんが最初にとっていただきたい行動でございますが、野洲市でありましたら、例えばＪアラートが作動した場合は、防災行政無線と連動しておりまして、自動で音声が流れるようになっております。そういうことで、まず放送の内容をしっかりと聞いていただく。放送が、自然災害であるのか、それともまたそれ以外の、例えば緊急地震速報ですと、机の下に隠れろという話になりますんで、こういったことをまずしっかりと聞いていただく。そして、今申しましたように、まずは自分の身を自分で守るというような形で行動をお願いしたいというふうに考えております。

５点目でございますが、こちらは国民保護計画の変更点及び避難所開設・運営の訓練についてでございますが、国民保護計画の変更でございますが、こちらのほうは国の国民保護に関する基本指針、並びに滋賀県の国民保護計画の改正を受けまして、原子力災害の対処につきまして変更を行おうというものでございます。

そしてもう一点、避難所の開設・運営訓練でございますが、これは従来、市が総合防災訓練で取り組んでおりましたものを、まず避難所にスポットを当てまして、そちらの適切な開設・運営を目的といたしまして、参加していただくのは自治会さんの自主防災リーダー、市の職員、社会福祉協議会の職員さん、また市内の小・中学校の職員さん、そして会場を滋賀県立の野洲高等学校さんにお願いしておりますので、県立の学校職員さん、これは養護学校さんと野洲高校さんを想定しておりますが、市内にございます滋賀県の県立の学校の職員さん、並びに野洲高校の生徒さんにも参加していただく予定をしております。また、従来から総合防災訓練で協力いただいております消防団の方ですね、こちらのほうも参加のほうをお願いしております。

期日でございますが、８月２０日と２７日、２回実施する予定でございます。どちらも午前中、減災ｼﾝｻｲ機構さんの協力を得まして実施しようというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君）　北村議員。

○２番（北村五十鈴君）　ありがとうございます。

では、再質問させていただきます。

市民部長にお二つ、教育長に１つお願いいたします。

市民部長にですが、Ｊアラートを受信する際の携帯に関して、もう少し詳しくお伺いします。

携帯大手事業者の携帯電話、スマートフォンのほとんどがエリアメール、緊急速報メールを何も設定しなくても受信できるそうですけれども、一部格安携帯等では受信できないものがあると聞いておりますが、消防庁ではお持ちの携帯電話、スマートフォンが受信できるかどうかの確認をするように呼びかけていますが、その手順がわかりましたら教えていただきたいのと、受信できない場合はどういう対策をしたらいいのか、お伺いいたします。

次に、平成２５年に野洲市地域防災計画がつくられていますが、その中に防災コーディネーターという文言が何度か出てきていまして、特に災害ボランティアの中で災害時の被災地の状況に効果的に即応し、必要な活動体系を組み立てられるコーディネーターの育成はとても大事だと思うんですけれども、今、本市にはこういうコーディネーターがおられるのか、お伺いいたします。

教育長にお伺いします。

避難所でのことなんですけれども、避難所での非常食や炊き出しについてなんですけれども、アレルギーのある子供さんたち、特にまだ自分のアレルギーを話せない子供たちの親と離れた場合の食の対応はどうお考えなのか、対処がありましたらお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君）　教育長。

○教育長（西村　健君）　アレルギーの問題ですが、避難所開設後のアレルギー対応についてはまだ検討しておりませんので、今後、御指摘いただきましたように大変重要なことやと思いますので、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君）　市民部長。

○市民部長（田中理司君）　まず、１点目の携帯の関係でございますが、こちらのほう、我々のほうにお問い合わせいただきましたら手順なりを御説明することは可能でございます。済みませんが、今、私、その手順を持っておりませんので、手順がどうかというのはちょっと今ここではお答えできませんので、御理解いただきたいと思います。

あと､コーディネーターの件ですけども､これは我々も非常に大事だと考えております。ただし、今現在はまだ誰もおられません。我々のほうで、この人、コーディネーターにお願いしますというようなことは設定はしておりません。ただ、我々のほう、今現在、地域防災計画を本年度見直すことになっておりますので、例えばいろんな物資が来る、それをどういった形で避難所の中で配って、また避難所以外のところにどうやって届けるのか、いわゆる受援計画というものも必要になってくるかと思います。また、いろんな方が来られます。その方を我々は采配しなければいけないと思います。ボランティアの方がいっぱい来られていますのに、それが采配できないと全く物事が前に進まないということになりますので、あるところで団子状態になってしまいます。こういったことは、当然のことながらコーディネーターの方が必要になってくる。

したがいまして、今回の防災訓練を行います減災ｼﾝｻｲ機構さんですけども、こういったところで、いわゆるこのコーディネートの経験がある方に来ていただいております。そういったことで、我々、まずそういった方々と一緒に、ともに訓練をするというところから始めていくという形で今取り組んで、なおかつ地域防災訓練を見直しますので、その中でこちらのほう、防災コーディネーターの位置づけという形になっていくかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君）　北村議員。

○２番（北村五十鈴君）　では、再々質問を１つだけさせていただきます。

市民部長にお伺いいたします。

有事の中でも弾道ミサイルに関してお伺いいたします。

先日、小林防衛政務官の講義をお聞きした中で、北朝鮮のどこからミサイルが発射されても、また日本のどこに着弾しても、時間はおおよそ１０分、警報から１０分の余裕しかないとお聞きいたしました。実際、１０分で何ができるでしょう。市民の皆様もいろんな場所、時間でそのときは訪れます。そのために平時にできるのは、日ごろの自分の行動範囲内で、今警報が出たらと想像しておくこと。そして、爆風の怖さは、着弾点から離れて

いてもガラスでの負傷者が多いため、とにかく窓から離れると教わりました。

　そこで、現実をお伺いいたします。

　平日、市役所で警報が鳴ったら、そんなときの訓練は過去あったのでしょうか。市民の皆様の避難も大切ですが、災害対策に私たち議員は大した役に立たないと思いますが、それよりも市民のために先頭に立っていただく市長を初め、職員の皆様の身の安全が大切です。庁舎内での訓練、それもプログラムなしでの訓練が必要であると思うんですけれども、また窓なしの部屋といえば、この本会議場が安全だと思いますが、ここはいつも鍵がかかっていて入れません。そこで、最後に庁舎内での危機管理及び庁内訓練の方向性をお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君）　市民部長。

○市民部長（田中理司君）　済みません、市民部の田中でございます。

　今のミサイルに関しては、正直なところ、いまだかつて訓練……ございません。実際、これから考えていくことになるんだろうなというふうに思っています。これは市民さんも含めてやと思いますので、市民さんのほうの訓練もしたことはございません。

　ただ、情報の伝達訓練なんですけど、これに関しましてはやる方向で、今年度、地域防災計画の中で検討していくつもりをしております。今回は、避難所の開設・運営の訓練。したがいまして、これは第１の、実際に避難されているところでの訓練というものになりますけども、災害対策本部というものの訓練が、これは自然災害であれ、ミサイルであれ、必要になってまいります。そういった訓練に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、これも今申し上げましたように、地域防災計画の中でこれを議論していきたいなというふうに考えております。また、できることなら災害対策本部の訓練についても実施していきたいというふうに考えています。

　以上でございます。

○議長（坂口哲哉君）　北村議員。

○２番（北村五十鈴君）　ありがとうございます。

　では、次の質問に入らせていただきます。

　補助金等の整理、合理化について。執行の適正化及び指針改定に向けて問う。

　補助金交付の根拠は、地方自治法第２３２条の２において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されており、特定の事業、研究等を育成、助けるために、地方公共団体が公益上必要があると認めた場

合に、対価なくして支出すると示されております。

しかし、当初の設定目的や方法を踏まえたとしても、継続して交付してきた補助金は、社会経済情勢が激変する中、現在の市民ニーズとの隔たりも生じている可能性があると考えます。特に、補助期間の長期化に対する弊害補助金は、一度交付されると長期化・固定化によって既得権化する傾向もうかがえ、その弊害として交付団体への公平性の懸念、交付先団体の自立的な活動意識の希薄化が問題として挙げられます。

また、執行する側もなれから来る説明不足により、理解に苦しむ交付取り消しまで発生しており、本来の補助金の定義から言うと疑問も残ります。それに、現在の補助金の採択は全庁共通の客観的な基準がなく、その統一性が担保されているとは言えない状況であり、今後の本市の補助金制度をあるべき姿としていくために、現状の補助金制度を検証し、新たな補助金制度の仕組みを構築することが求められていると考えます。

以上のようなことから、補助金制度に関する改革指針を定め、より適正な補助金の交付及び執行が必要だと考え、総務部長にお伺いいたします。

１、まずは現状の平成２９年度当初予算で何件、幾らの補助金が計上されておりますか。

２、次に、補助金は公益上必要なものとして交付していますが、統一した交付基準がないため、交付部署による判断がまちまちで、判断根拠が不透明になりがちのように思うのですが、本市の判断基準をお聞かせください。

３、補助金は社会情勢の変化に伴い、その目的や内容について随時見直しが行われるべきであると考えますが、1度メニューができると、それらの見直しがされにくく、長期化、既得権化しがちで、今までずっと交付されてきたという概念から、行うために交付するはずの補助が、交付されるからことしも行う、そんな受け身の体制に一部なっていると考えますが、見直し、統合、削減、廃止等の整理をお考えかをお伺いいたします。

４、執行側の仕組みをお伺いいたします。

補助金取り消し等の公文書の発行期日や交付時点での団体に対する説明責任があやふやで、団体内で引き継ぎ義務があるような説明がされ、補助金の安易な交付から来る不利益が団体、市民にも発生して、何のための補助金だったのか、返してもらえればいいという概念ではなく、根本的な改善も必要と考えますが、現状の各部署の裁量に委ねられている実態をお伺いいたします。

５、補助金の財源は市民の税金等であることから、市の説明責任として補助金支出の適法性、適正性、費用対効果や効率性、有効性を検証し、公表する必要があると考えます。

また、補助事業者についても、補助金の成果を市民に公表することも求められていると思います。これからの自治体経営は、地域のさまざまな団体と自治体が協働して公共を担うといった新しい公共空間をどのように形成していくかが重要となってくると思います。新たな市民ニーズに対応していくためには、硬直化した既存補助金を検証するとともに、あわせてまちづくりにとって本当に必要とされる団体に交付される改革が必要だとも思います。本市の今後の方向性をお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君）　総務部長。

○総務部長（上田裕晶君）　北村議員の補助金等の整理、合理化についてお答えいたします。

まず、１点目の平成２９年度当初予算の補助金でですが、一般会計、特別会計、合わせまして１６２件、９億８，８２７万３，０００円となってございます。

２点目にお尋ねの補助金の交付基準については、補助金を交付する場合、上位法である法律や条例、そして当該補助金の交付要綱等の規定にのっとりまして、その行政目的を達成するために、それぞれ交付しております。

３点目にお尋ねの補助金の見直し、統合、削減、廃止等、整理の考え方についてですが、平成２１年度に野洲市財政健全化集中改革プラン、平成２６年度に行財政改革推進計画において補助金の見直しを行っております。さらに、毎年度の交付事務自体につきましては、野洲市補助金等交付規則にのっとり実施されております。

その交付対象等の内容につきましては、それぞれの補助金の行政目的により、当該補助金交付要綱等に定められております。その内容等が、当該行政目的が達成または状況の変化により統合等の整理が必要になった場合、個別の補助金交付要綱等の改正や廃止等により対応してございます。

また、予算編成におきましても、その補助金の有効性、効果、実績等をそれぞれの所管課で精査、また財政課での査定作業の中で、繰越金の状況等、実績内容を精査した中で予算措置をしてございます。

４点目にお尋ねの補助金を交付する場合につきましては、当該補助金の各所管課が法律や条例、その他の規則に特別に定めのあるもののほか、補助金等の交付に係る基本的な事項、例えば交付申請や交付決定、実績報告等でございますが、を定めた野洲市補助金等交付規則、また当該補助金の交付要綱に定めている執行手続にのっとって対応しているものでございます。

５点目にお尋ねの補助金交付に対する今後の方向性につきましては、行政サービスの基本はそれぞれの町における住民福祉の向上であり、市民一人一人の満足度が高まっていかねばならないと考えております。市民の満足度を高めていくためには、それぞれの市民が置かれている状況を常に把握し、真に必要なサービスが何かを考えていく姿勢が大切でありまして、その中で補助金として必要なものは何か、補助金として交付していた事業に対しても補助金として交付していることが妥当であるのかどうかを検証し、改善していくことが必要であると考えております。

今後とも、次期行財政改革のもと、補助金を初めとする施策の検証を進め、改善を図り、住民福祉の向上に向けた施策展開につなげていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（坂口哲哉君）　北村議員。

○２番（北村五十鈴君）　ありがとうございます。

では、再質問を３つさせていただきます。

先ほどから答弁いただいております野洲市補助金等交付規則についてですが、１条から２０条までありますが、主に趣旨は執行に関する必要な、基本的な事項が示されており、また各団体に交付要綱が存在すると受けとめましたが、補助事業者にとってはとても大切な規則や要綱になろうかと思いますが、新規だけではなく、継続事業者にも毎年補助金が執行、交付されるたびに、この規則や要綱を担当部署から説明していただいているのでしょうか。継続でも役員の改選もありますのでお伺いいたします。

また、補助金対象者選定要綱は各部署が決定するとの答弁でしたが、それでは市としての大枠、指導等は存在しないのでしょうか。

さらに、具体的にお聞きいたします。団体ごとの要綱に実績報告書等の提示が示されておりますが、規則要綱はホームページに書かれているからと、まるで何とか商法と変わらない対応や不服申し立ての説明もなく、補助金の返還を一方的に求めるのは、補助金の趣旨を逸脱しているようにも考えますが、市として返還された補助金の理由等の聞き取りを担当部署から聞いておられるのでしょうか。

以上３つ、よろしくお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君）　総務部長。

○総務部長（上田裕晶君）　まず、補助金交付要綱の基本的な事項をその都度交付のたびに説明しているかということでございますが、基本的に補助金の執行につきましては各所

属にお任せしておりますので、その所属で必要なことはされていると思いますが、必ずしも全部できているかというと、ちょっと調査をしてございませんので、お答えがちょっと今はできない状況でございます。

それから、２番目の補助金交付の市としての大枠や指導はないのかという点でございますが、そもそも補助金が全く多く異なるものでございますので、それらを統一した考え方というのはちょっと定めることができませんが､何かをするための補助でございますので、十分その効果が上がるようなものであるというようなことは当然前提としてあるのではないかと思われます。

それから、返還があったときなどの理由の聞き取り等についても、これは聞き取りというか、そういうことが発生したときには稟議を上げてございますので、その中で協議しているということでございます。

以上、お答えとします。

○議長（坂口哲哉君）　北村議員。

○２番（北村五十鈴君）　ありがとうございます。

では、最後に１つだけお願いいたします。

先ほどもお聞きしましたように、時代に即した補助金の取り扱いも見直されるべきであり、自立できる団体に慣例だからと交付し続けるのもどうかと考えます。その観点からも見直しが必要で、本市も他市のような補助金の適正化に関する指針や補助金等の整理、合理化に関して検討すべきと考えますが、方向性をお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君）　総務部長。

○総務部長（上田裕晶君）　その点に関しましては、先ほどの答弁の中にも言ったと思うんですけれども、各々、それぞれ要所要所で必要性を判断してございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君）　暫時休憩いたします。再開は２時３０分からです。

（午後２時１４分　休憩）

（午後２時３０分　再開）

○議長（坂口哲哉君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

通告第５号、第８番、野並享子議員。

○８番（野並享子君）　野並享子です。

大きく３つの問題で質問をいたします。

まず、第１点は、国保の広域化問題について質問いたします。

国民健康保険というのは、全ての国民が医療保険に入り、安心して医療が受けられるように、国民皆保険の制度のかなめとして昭和１３年から始まり、滋賀県では昭和３２年に皆保険が達成され、これまで重要な役割を担ってきました。

平成２７年５月に、持続可能な医療保険制度ということで、平成３０年４月から国民健康保険を県単位にすることが決まり、この間、協議が行われてきました。いよいよ来年４月から実施に向けて、現在、県が運営方針を決め、パブコメを経て、８月に正式決定されます。

この運営方針案に対して、市町長の意見を上げるに当たり、これまで議会で指摘してきたこと、例えば、１点目、保険税率の統一化は行わないこと。２つ目、法定外繰り入れや解消を市や町に押しつけないこと。３点目、県独自の法定外補助をふやし、国保税の引き下げを行うこと。４点目、国の負担を抜本的に引き上げることなどを求めるべきであります。

そこで、市長に対してお尋ねをいたします。

この運営方針案について、市民の命と健康を守る立場から、国保運営協議会や議会の意見を踏まえて意見すべきと考えますが、見解を求めます。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　野並議員の国民健康保険の広域化問題についての御質問で、運営方針案に対する意見についての御質問にお答えをいたします。

今御指摘のとおり、平成３０年度から都道府県化が行われるに当たって、滋賀県でも運営方針を策定中でありまして、パブリックコメントがなされています。普通、パブリックコメントというと、県民の御意見をいただくということなんですけども、異例にも何か県内の市町の意見も並行して聞くという。ちょっと異例な手続で若干違和感を持っているんですけども、そういう意味で市としてのお答えを出すということになっていまして、今、意見形成を行っています。

パブリックコメントですから、これは県民どなたでも出せます。通常、行政の長は意見をパブコメでは想定されていないんですが、今申し上げたようなことですので、意見は出そうと思っていますが、私に言っていただかなくても、野並議員もパブリックコメントで意見を出していただいたらいいので、市の意見としては、現在国民健康保険の運営協議会の委員さんには御意見をお聞きしておりますので、もちろん野洲市としてですから、二元

代表制ではありましても、議員の皆さん方の御意見も含めて私としては答えようとは思っていますけども、そういうつもりで今、月末までということになっていたと思いますので、意見を提案したいと思います。

　ただし、今４点おっしゃいましたけど、これはそのまま意見になるかどうかは別として、手続としては運営協議会、議会、あるいは市民の皆さんの御意見を踏まえて意見形成をしたいというふうに考えております。

　以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君）　野並議員。

○８番（野並享子君）　私、４点を言ったんですけども、法定外繰り入れというのをやはり保険税を下げる対策として行っていくべきだというふうに思いますし、また国に負担をふやせということを求めていってもらうということも、これも本当に重要なことであります。６月末までに市町の意見照会ということになっていますので、今、運協の意見を聞いているとおっしゃいましたが、国保の運営協議会を開いて意見を聞くということが必要ではないかと思うんですけども、運協を開くということは考えておられないんでしょうか。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　これまでも運営協議会で、私、冒頭の挨拶で申し上げていますし、情報提供もしていまして、会議で意見はお聞きしていますので、あえて県からパブコメとあわせて来たのに集まっていただいて意見を聞く必要があるかどうか。３０年一元化というのは随分前から言われていますし、この基本方針自体も県は何度か協議の場に供してますから、それを、私もだから意見は言っているんですけど、全部採用されてもらっていないんですけど、根本からもともと違いますから。この都道府県化、一元化も私は基本的に賛成でありません。でも、ここまで至っているわけですから、今さら会議を開いて、御足労いただいて、意見形成までは必要なくて、文書できちっと御説明した上で御意見いただくというので十分であるというふうに考えております。

○議長（坂口哲哉君）　野並議員。

○８番（野並享子君）　それぞれの方々の意見をきちっと集約をしていただきたいというふうに思います。

　２点目の滋賀県国民健康保険運営方針案で、基本理念として「県民が健康な暮らしを送れる、いざという時に安心して医療を受けられる国保制度の堅持に努めていきます」と書かれています。国保法第１条に、この法律は社会保障及び国民保健の向上に寄与すること

を目的とするとあります。県の基本理念にこの精神を書き込むように求めていくべきではないでしょうか、見解を求めます。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　県の方針の中の基本理念に関する御質問でありますけども、これは法律に書かれているので、あえて基本理念にもう一回再掲する必要があるかどうか。しても何も問題ないと思いますけども、していなくてもいいんではないかなというふうに思いますので、法律はそのままあるわけですから、問題ないというふうに考えています。

○議長（坂口哲哉君）　野並議員。

○８番（野並享子君）　県の運営方針案というところの基本理念のところに書かれているんですけども、「国保は県民の暮らしを支えるセーフティネットであるものの、本県国保の財政収支は、近年、単年度収支が赤字となる市町があり、今後も厳しい運営が続くことが見込まれるため、制度の安定化と持続可能性の確保が重要です」ということで、基本理念としてのことでは「「持続可能な国民健康保険の運営」を基本理念とし」という形になっておりまして、私が今言った国保法の第１条においては「社会保障及び国民保健の向上に寄与する」ということで、社会保障というのがきちっと明記されているんですけども、それが県の方針の中では欠落しているといいましょうか、持続可能な国民健康保険の運営というのが基本理念の主眼になっているという、ここら辺でちょっと法に照らして欠落しているのではないか。だから、この精神をやっぱりこの基本理念の中にきちっと書き込む必要があるという、方向性ですから書き込む必要があるというふうに私は思って今質問をしたんですけど。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　基本理念の再度の御質問にお答えします。

　ですから、法に掲げられているわけですから、法の中で都道府県一元化で財政責任を持って運営するという、それの運営方針ですから、そしてその理念ですから、書いても問題ないと思うんですけど、書かれていないからといって、あえて意見を言うようなものかどうかなというふうに考えております。それよりは、さっきおっしゃった具体的な、制度的な枠組みのほうに意見を集中したほうがいいんではないかなというふうに思います。

○議長（坂口哲哉君）　野並議員。

○８番（野並享子君）　次の、私、質問にも関連をするんですけども、この基本理念を実現するための方向性としては、国保料負担と給付の公平化、保健事業の推進と医療費の適

正化、国保財政の健全化に重点を置いて、制度の安定と持続可能な仕組みづくりを目指しますという形に展開をしていっているんです。この中で、その後引き続いて、なお国保料、国保税のあり方については、被保険者の負担の公平化を実現するため、県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料（税）となる保険料水準の統一、以下、保険料水準の統一を目指しますということで、この保険料の統一化というのがずっと展開をされております。２月９日の衆議院予算委員会での塩崎厚生労働大臣が、一律の保険料水準を求める仕組みにはしていないというふうに答弁をされた。この基本姿勢に反する方向ではないかと思います。国保法第３条で、保険者は市町村、特別区であると明記されています。それはそれぞれの自治体によって住民の状況が違うからです。また、医療施設の整備状況や予防活動も自治体によって違いがあるから、広域的に運営するには無理があるため、保険者を市町としているのです。このような状況の中で、国保税の統一はすべきでないと考えますが、見解を求めたいと思います。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　国保税の統一についての御質問にお答えをいたします。

制度的には、国保の料金の前提となるのは、今も触れられたように、医療費の水準、そしてそれを担保する医療サービスの提供体制、そして所得の水準、これをきちっと見ながら、公平な受益があって、公平な負担が確保されるということで制度設計を行うべきだと考えます。

そういう意味では、現在、市町単位で国民健康保険を運営しております。当然そこには差があって、これがいいかどうかは別として現実に差があります。それを都道府県に一元化するということになるので、仮にですね、今、野洲市では一元化していますけども、先ほども矢野議員の御質問にあったように、小学校区ごとで言えば、医療費水準も医療サービス供給体制も所得水準も違いますけども、野洲市では一元化している。じゃあ、都道府県で一元化した場合に、規模は違いますけど、同じことなので、一元化するという論理も成り立つのですけども、結論から言うと、私は一元化は課題があるし、しないほうがいいと。これまでの議論の経過でも、市内の市町の議論では一元化をしたほうがいいという意見と、一元化はしないほうがいいという意見がありました。滋賀県も一元化は無理ですとずっと言ってきたんですけども、ちょっと経緯がわからないんですが、急にころっと知事が一元化、一元化と。ただ、来年度からは一元化は絶対無理ですから、手続上。ですから、５年運営して見直すというふうになっていますから、その段階で一元化をするということ

を早々と掲げているので、私も会議では、早々と５年先を言うよりは、できるだけ公平な医療費水準、医療供給体制、料金という制度設計をしてくださいと言っています。

都道府県一元化なので、野洲市が学区ごとの差がないように、市町の差もなくして一元化をしたらいいという論理は成り立つんですけども、ここにちょっと問題がありまして、一元化はするけれども、財政責任の一元化であって、実際市町が賦課金によって運営するわけですから、そういうことから考えると、制度的には一元化というのは論理的に無理があると。そこが多分大臣が言っていることなんですけども、本来の狙いは全部一元化しようと思ったけど、それができていないから、これ玉虫色の解決だからそういう矛盾が生じてきていると思います。

今申し上げたようなことで、もう総括いたしませんけども、こちらの考え方のお答えといたします。

○議長（坂口哲哉君）　野並議員。

○８番（野並享子君）　そうおっしゃるのであるならば、この案に書かれている保険料水準の統一、将来的に統一を目指しますという、ここを削除することを市長として求めるべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　だから、これまで会議で私、そう言ってきているんですけども、ここまで来ていますから、いきなり乱暴に削除というよりは、今言った課題があるので、課題が解決されればどうぞと言うのか、課題が解決されなければ慎重にと言うのか、これまだ意見形成の時間はありますから、どちらかになるかなというふうに考えています。

○議長（坂口哲哉君）　野並議員。

○８番（野並享子君）　私は削除するようにと思いますので、求めておきます。

４番目、この案におきましては、市町の法定外繰り入れを平成３５年までに段階的に解消するとしています。現在、一般会計から法定外繰り入れを２０１４年度では１人当たり７，７８０円、総額で２４億８，０００万行っており、繰り入れがなくなれば大幅な引き上げになります。日本共産党の地方議員団は昨年１０月に、国保が都道府県単位になった場合でも市町の独自施策を継続できるようにすべきと申し入れました。市町の法定外繰り入れを認めるべきであり、県の案に対して意見を言うべきと考えますが、見解を求めます。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　まず、法定外繰り入れの問題ですけども、野洲市はこれまで法定

外繰り入れを基本的にしていません。現在もやっていません。これは保険という制度、そしてこの裏には税が入っている。そもそも制度設計に税が入っていると。そこに別途税を入れることは納税者、特に国保の被保険者でない市民の方もおられますから不公平だと。保険というのは経営ですから、そういう観点から入れていません。

そういう意味で、県に新たな制度で法定外繰り入れを入れなさいというのは矛盾していると思いますので、野洲市としては、これはまだ最終意見は形成していませんけども、現在の検討ではそういう方向です。

いろいろ御質問いただいているんですけど、ぜひ自分でパブコメお答えいただいたほうが早いと思いますけどもというふうに考えます。

○議長（坂口哲哉君）　野並議員。

○８番（野並享子君）　パブコメはパブコメでさせていただきます。市長として意見を言っていただきたいということで今質問をいたしております。

県の資料では、法定外繰り入れを６市町が行っています。３８ページに載っているんですけども、大津市、東近江市、湖南市、日野町、愛荘町、多賀町のこの６市町で行っておりまして、総額、ここでは７億２，９８４万円ということになっています。保険税の負担の緩和を図るためということで３つの町が、東近江、湖南市、日野町が補塡をしています。医療費の増加による繰り入れということで、大津市、日野町、愛荘町、多賀町という形で行っておられます。これはやはりそれぞれの市の判断で保険税の負担を緩和するためとか、医療費が上がったから入れるというのも、結局入れなければ保険税が上がるということだというふうに思うんですけども、こういった繰り入れをしないことという形でこの県のところには書いてありますので、こんなことまで県がやはり言ったらあかんのと違うかと。先ほど言いました保険料水準の統一という、実現するための方向性というところに「決算補塡等法定外繰入金の段階的解消」というのが書かれています。ですから、こういった形で県としてこんなことを介入すべきでないと考えますが、市長の見解を求めます。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　法定外繰り入れの考え方ですけども、この３０年からの制度設計、さっきも言いましたように、本当に玉虫色になっていまして、誰が責任を持つのかわからん制度です。今回の制度設計では、さっき申し上げたように、県は賦課金を各町にかけると。それを透明性を保って個々の被保険者に料金としてお支払いをいただくということにしていますので、基本的に県の云々というよりは、今回の国の制度設計では、各町は法定

外繰り入れをしない。じゃあ県が、いわゆるかさ上げをするのか、法定外繰り入れをするのか、これは趣旨に関して言えば保険ですから、しないということもあると思いますけども、そこはもう何もかも、実際は都道府県によきにはからってくださいというふうになっていますので、滋賀県がしたらいいと私は思いますし、それはするなとは言いません。制度設計上、そこはできるようになっているというふうに私は理解をしています。

そもそも論、法定外繰り入れをするよりは、私、国会議員じゃないので、残念ながら発言権はなかったですけども、野並さんは政党ですから発言権があったんですけども、制度設計のときに税の負担をもう一回もとに戻しておけば法定外繰り入れ要らんかったんですね。これ、平成の大国保改革ですけども、いつも御指摘のように、税の比率がどんどん落ちてきている、そのままでやりました。ただ、一時金で都道府県、特に知事会が難色を示したので、何千億円、何もかもやったら７，０００億円ぐらい一時金、でもお金足らないから年賦にしてもらっているんですけども、それを投入することによって、あとは都道府県よきにはからってください､これは私も最初から今回の制度改革の根幹は何かというと、国民健康保険の財政責任はどこにあるのか。過去に県との会議で、財政責任はどこにあるんですかと聞いたら、県の責任者が市町にありますと言ったんですけど、違うんです、国にあるんです、保険者は市町ですけども。今回、その財政責任を都道府県に渡す法律改正になるんです。根本的な、すごいパラダイム転換ですね。

ちょうど、そう言ったら、これ直近の国保新聞なんですけども、研究者、名前言ってもいいんですけど､国保専門の大学の先生ですけども､私と同じこと言っているというたら、ちょっと偉そうに言いますけど、うまくいかなかったら、その分都道府県が責任を持つんだぞということだというふうに明言しています。ですから、運営は、もう市町に法定外繰り入れをするなんていうことは滋賀県はやらないと言ってくれてるほうがよくて、滋賀県が法定外繰り入れも含めて被保険者の負担を減らすというメッセージだから、そんなこと言ったら野洲市にとってマイナスにかえってなるんではないかなと私思いますから、黙っといたほうがいいんではないかなと思いますけど。

以上、お答えです。

○議長（坂口哲哉君）　野並議員。

○８番（野並享子君）　責任が県に行くんですから、当然法定外繰り入れ県がするというのは、私は当たり前やというふうに思いますよ。そやのに、市町村で入れているのをやめよという、こんなこと言ってくれたんではそこの保険税は上がりますから、それでなくて

も高くて大変。野洲でも本当は法定外繰り入れをしていただいて保険税を下げていただきたいということで毎回毎回言っているのが中身ですので、そういうことです。

国としては、国費が３，５００億円投入されて、初年度の平成３０年には１，７００億円投入されるんですが、具体的にどこにどういうふうに入るかというのはまだ不明というような状況の中で、この案が出されていってるわけです。ですから、ちゃんとしたことがやられていないにもかかわらず、もう８月には決定をして、来年のところでもう保険税をそれぞれ決めんならんという、そういう状況になっていますので、本当に野洲は前回出されたときには保険税が上がるということになっていました。今度出されるのがどういうなんかわかりませんけども、何かいろいろと計算の根拠を見ますと、標準所得税やったっけな、それぞれの町の方々の所得に応じてみたいな、そんなんも参入になっていますので、イコール１という係数になっているんですけども、そうじゃなくて、上がってくる可能性があるというふうに思います。１人当たりの基準総所得金額というのは、野洲は県下の中で４番目になっていますので、ですからこういうふうなものが加味されてきたら、やっぱり上がっていくんではないかというふうな思いをしておりますので、ぜひきちっとした意見を言っていただきますように申し添えておきます。

次に、就学援助制度の充実、改善を求める質問をいたします。

学校教育法の１９条の規定により、要保護者への就学援助があります。学用品や通学用品や修学旅行費や給食費やクラブ活動費やＰＴＡ会費､生徒会費など､１２項目あります。国は全てを支給するよう指導されていますが､野洲市では支給していない項目があります。なぜ援助しないのか、理由を明らかにされたい。

○議長（坂口哲哉君）　教育部長。

○教育部長（竹中　宏君）　野並議員の就学援助費を支給していない項目につきまして御説明いたします。

野洲市では支給していない項目につきましては、クラブ活動費、それと生徒会費とＰＴＡ会費の３項目でございます。まず、クラブ活動費につきましては、現在、教育課程内のクラブ活動は実施しておりませんので、その対象ではございません。なお、ＰＴＡ会費と生徒会費につきましては、保護者負担が少額であること、また県下の市町でもほぼ対象としていないこと、また本市ではスクールソーシャルワーカーや教育的支援を要する児童・生徒への支援、また生活困窮対策を組織的に進めているということ、それらの充実を図ることがより重要であると考えておりますので､したがいましてクラブ活動費､ＰＴＡ会費､

生徒会費につきましての３項目につきましては支給の対象とは考えておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君）　野並議員。

○８番（野並享子君）　今、生活保護費がどんどん下がっています。市のほうでちょっと、平成２５年から２９年までのところの試算をしていただきました。賃貸住宅で生活している３９歳の夫婦と中学生と小学生１名ずつの子供がいるという家庭を基本に、平成２５年と２９年を比較をいたしますと、４月の段階で、１カ月ですよ、２万１，８３０円下がっております。これ、年間、掛ける１２カ月でいきますと２６万１，９６０円、この中で下がっています。生活扶助費も１万７，９４０円、住宅扶助費が４，７００円下げられました。この間に、平成２６年に消費税が８％になりまして、全て、生活ですから、そこに消費税８％を掛けますと、年間で２２万８，９２１円が消費税８％という状況になります。ですから、本当に生活は厳しくなっているというふうに思うんですが、認識をされているんでしょうか。私はＰＴＡ会費、生徒会費なども支給をしていくべきだと考えますが、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君）　教育部長。

○教育部長（竹中　宏君）　先ほど答弁申し上げました。例えば中主中学校のＰＴＡ会費が月額１６６円でございます。生徒会費につきましては５０円ということで言うと、月額２００円程度ということでございます。そういったことですけれども、市として、先ほど言いましたように、スクールソーシャルワーカーあるいは教育的支援、それと生活困窮対策、そちらのほうを組織的に進めていきまして、その家庭を見守りたいと、このように考えているところでございます。

○議長（坂口哲哉君）　野並議員。

○８番（野並享子君）　生活保護費は国からもお金がおりてきますね。全部市が出すわけではありません。生徒会費ですと、年額、小学校で４，５７０円、中学校で５，４５０円、ＰＴＡ会費で、小学校で３，３８０円、中学校で４，１９０円という状況になっておりますね。ですから、国からのお金も入ってきて、そして市も出すというふうな状況ですので、ちょっと質問していないので項目に出していないのでわからないかとも思いますが、今、生活保護を受けておられる方で、このお金を出せばどんだけの野洲としての支出になるかというふうなところの計算はまだできませんか。質問に出していなかったので、またそれは教えていただきたいと思います。本当にこの間、生活が厳しくなっているという認識を

していただいたかとは思います。

次、保護費、要保護の方や準要保護の方への入学支度金が２９年度から引き上げられて、制服の購入などに間に合うように、１２月や１月の事前給付を実施している自治体がふえてきました。３月議会の質問で、中学校は事前の実施をすると答弁されましたが、何月に支給をされるのか。

また、小学校は先送りするという答弁でありましたが、平成２９年３月３１日に文科省から各都道府県教育委員会に交付要綱の一部改正についての再通達が出されました。その中にもあるように、中学校のみならず、小学校への入学年度開始前の支給も対象外にできるように交付要綱の改正を行ったことが書かれています。この通達に基づいて、小学校も事前に給付すべきであると考えますが、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君）　教育部長。

○教育部長（竹中　宏君）　入学支度金の支給状況、支給時期についてのお尋ねでございます。中学校だけのお尋ねでございましたけれども、小学校、中学校とも、入学前の３月に支給できるように考えているところでございます。入学支度金を入学前に支給するには、システム改修あるいは要綱整備、あるいは前々年度の所得での算定という形で課題もございます。そういったことよりも、保護者の負担を考えますと、入学年度開始前に支給することが重要でありますので、本年度末に支給できるよう、今、事務を進めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君）　野並議員。

○８番（野並享子君）　年度末というと、３月ではちょっと遅いですね。もう制服も買っていますし、当然小学校ならばランドセルも買っていますしね。そういう意味においては、だから１２月に支給しているとことか１月支給とかというところがふえていってるんですけども、そこの考えは全然ありませんか。

○議長（坂口哲哉君）　教育部長。

○教育部長（竹中　宏君）　２９年２月に保護者の皆さんへということで、平成２９年度の児童・生徒就学給付制度についてというお知らせをもう既に配布しております。その中で、支給時期につきましては、７月７日と１２月８日と３月９日という形になります。先ほど申しましたように、いわゆるシステムの改修が要ります。要綱整備が要ります。それと、そういったﾃﾝ……対応をどうするのかとか、課題もありますので、まだシステムの改

修ができていない状況ですので、今年度はいずれにしても３月支給しか、もうぎりぎり無理だろうというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君）　野並議員。

○８番（野並享子君）　県内でももう１２月、１月に支給するという答弁が３月議会でされているとこがあるんですけども、同じ状況で、何で野洲でシステム改修ができないという、そんなことをおっしゃるんですか。

○議長（坂口哲哉君）　教育部長。

○教育部長（竹中　宏君）　このシステムの話になるんですけれども、基幹システムで、今、契約をしてございます。就学援助システム等で基幹システムに乗っかっているという形でございますけれども、以前お答えしましたのは、中学校を先行してという話ですけれども、それは現少学校６年生を対象にそのままスライドさせたらいいという考えですけれども、新１年、小学校１年生につきましては、今まだその登録というのはゼロ年生になるわけですので、そこの仕組みがまだ改善されていないという形になりますので、そのシステム改修にはちょっと時間を要するということで、今年度は３月支給をめどに頑張っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（坂口哲哉君）　野並議員。

○８番（野並享子君）　そんなに何千人もおられる状況じゃなくて、手作業でもできるぐらいの私は人数やというふうに思います。そのぐらい手作業でやってあげたらどうですか。

次、質問いたします。

準要保護の認定基準は、野洲市では生活保護基準の１．２倍としていますが、文科省の調査では１．１倍以下は１１．７％、１．２倍以下は１２．８％、１．３倍以下は３５．５％、１．４倍以下が１．５％、１．５倍以下が９．１％となっています。一番多いのが１．３倍以下であり、野洲市でも引き上げが必要と考えますが、見解を求めます。

○議長（坂口哲哉君）　教育部長。

○教育部長（竹中　宏君）　生活保護費の１．２倍の支給認定の可否の算定でございます。先ほど申しましたように、本市の生活困窮対策の取り組みの充実を図ることが重要であるということで、所得の要件の１．２倍ですけれども、基準を上げることは考えていないところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君）　野並議員。

○８番（野並享子君）　生活保護費は、生活保護を受けておられる方は、家賃とか給食費、国保税、医療費というのが支給対象ですね。しかし、準要保護の方は全て自前であります。このようなことから、準要保護の基準を１．３倍にしているところが多くなっているんではないかと思います。生活保護の１．２倍ということになりますと、先ほどのデータでいきますと、プラス４万７，６９２円なんです、生活保護基準の１．２倍。４万７，６９２円、これで１カ月上がった分なんですけども、それで家賃、給食費、国保税、医療費、こういうなんをそこでみずから払っていかんならん状況で、とてもじゃないけども、賄え切れない状況だと思います。１．３倍やと７万１，５３８円の上乗せになります。そういう意味では、保護費でオンされている分が自費で払えるぐらい、それでも大変やというふうに思うんですけども、こういうことを考えると、４万７，６９２円のプラスぐらいの状況のラインというのは、ちょっと酷ではないか。１．３倍にすべきではないかと思いますが、見解を求めます。

○議長（坂口哲哉君）　教育部長。

○教育部長（竹中　宏君）　１．３倍にすればどうかという御質問でございます。試算をしました。ざっくり４人家族で夫婦と子供が２人の考え方なんですけども、１．３倍にしますと、対象は７にふえるという答えが出ています。そういったことよりも、先ほど、繰り返しになりますけれども、本市の、いわゆる寄り添った対応を拡充していくことのほうがより大事だというふうに考えておりますので、その辺は御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂口哲哉君）　野並議員。

○８番（野並享子君）　対象が７人しかおられないんやったら、１．３倍にしてもいいんではありません、１．２倍という形にしがみつくんではなくて。

次、行きます。

生活保護基準が引き下げられ、保護基準の１．２倍ということによって、準要保護基準が下がることになりました。先ほど言いましたこの何年かの間にどんどん下がっていますのでね。それの１．２倍ということはどんどん下がっていってるということですから、こういう状況の中で就学援助制度の適用が受けられなくなる人がふえたと考えますが、野洲市ではどのような対応をされたのでしょうか。

○議長（坂口哲哉君）　教育部長。

○教育部長（竹中　宏君）　生活保護基準が引き下げられたことにつきましての御質問でございます。平成２６年度より、議員おっしゃったとおり、生活保護基準が引き下げられました。野洲市では、２６年生活保護基準で要件を満たさなかった世帯につきましては、再度、平成２５年度の生活保護基準での審査も行っておりまして、その基準を満たせば就学援助費の支給対象としてございます。その対象が８名ございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君）　野並議員。

○８番（野並享子君）　次に、就学援助制度の案内文書は全児童に学校から配付されていると思いますが、申請書も同時に配付すべきであると考えます。就学が困難な人は申請してくださいというワンクッションを置くのでなく、誰もが出せる状況にすべきではないか。そして、その一人一人の状況に寄り添った対応をすべきでないかと思いますが、見解を求めます。

○議長（坂口哲哉君）　教育部長。

○教育部長（竹中　宏君）　申請書の配付につきましての御質問でございます。全ての保護者に案内文書を配付してはという御質問でございますけれども、今現在、すぐに入手できるよう学校に配置をしているものでございます。

申請書を全児童に配付することが一人一人の状況に寄り添うことであるとは考えておりません。それよりも給食費等の滞納が見られる世帯には、担任の先生であったり、また学校から、あるいは先ほども言いましたスクールソーシャルワーカーを通じて就学援助制度の説明や申請を促したり、制度の周知を図ることにより、一人一人に寄り添った丁寧な対応が必要であると考えますので、今既にその対応をしているところでございます。

以上のことから、申請書を同時に配付することは考えておりません。

○議長（坂口哲哉君）　野並議員。

○８番（野並享子君）　給食費を滞納してから対応というのは、それは後手の政策です。事前にやるというのがやはり行政の施策やというふうに思います。１枚の紙で救われる人も出てくると思いますので、ぜひそのぐらいのお金ぐらい、１枚の紙で皆さんに知らせるということ、申請書もそこに入れていくということはもう必要ではないかと思いますので求めたいと思います。

これ、今、夫婦とも派遣という状況が広がっています。若者の中での非正規雇用、２００万以下のワーキングプアが１，０００万人を超えているというような形で、５人に１人

がワーキングプアというのが、今、現状であります。

こういうことで、２人ともが非正規雇用という家庭も本当に生まれてきています。そういう意味において、貧困の連鎖を絶つためにも、この準要保護の基準の引き上げとか就学援助の申請書を配付していくとかというふうなことは本当にしていただきたいというふうに思います。ぜひやっていただきたい。

次に、憲法改定について質問をいたします。

５月３日の憲法記念日に安倍首相が、２０２０年の東京オリンピックまでに憲法を改定し、施行すると発言をしました。内容は、憲法９条に３項を追加し、自衛隊を明記するという発言で、重大問題です。

自民党の憲法草案では、国防軍の創設ですが、戦争への道に対する反対世論が多い中、国防軍でなく自衛隊を挿入することを自民党の中でも協議することなく、突然首相が発言しました。この発言は三権分立の否定の発言です。憲法９９条には「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と書かれています。首相が憲法を尊重するのでなく、みずから憲法を変えるというのは憲法違反の発言です。憲法改正の発議権も持たない行政府の長が不当に立法府に介入してきたものであり、撤回すべきだと考えます。

安倍内閣になってから、憲法違反のことばかり行われてきました。憲法上できないような集団的自衛権の行使容認の閣議決定、秘密保護法の強行、戦争法の強行、内戦状態の南スーダンへの派兵、また今、きょうは共謀罪が強行採決されました。武器輸出の３原則を崩す発言など行い、最後に憲法違反の法律を正当化するために憲法を変えるという本末転倒の政治が進められようとしています。

憲法９条に自衛隊を明記すれば、１項、２項が空文化してしまいます。憲法９条３項に自衛隊を明記するということは、アメリカとともに世界中で戦争をする状況をつくり出すことになります。

さきの太平洋戦争で約３００万人の国民の命を奪い、約２，０００万人のアジアの人たちの命を奪い、戦火の中を逃げ惑う国民や、唯一地上戦を戦い、銃剣とブルドーザーで土地を奪われた沖縄県民など、いろいろな人たちの犠牲の上に現憲法が施行されました。多くの国民がこの憲法ができて、これで息子や孫を戦場に送ることがなくなった、戦争をしない国になったと歓迎されたのです。

この憲法によって自衛隊員の命も守ってきました。憲法９９条に規定されているように、

公務員はこの憲法を尊重し、養護する義務を負うとされています。安倍首相の発言は憲法を逸脱し、国民の願いに反していると考えますが、市長の見解を求めます。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　野並議員の憲法改正に関する御質問にお答えをいたします。

御質問は憲法でありますので、少し丁寧にお答えをいたします。

憲法改正に関しましては、御承知のように、憲法９６条で国会が発議すると定められています。第９９条では、これも御指摘のとおり、国務大臣、国会議員初め公務員は、憲法を尊重し、擁護する義務を負うことが定められています。さらに、第４１条で「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」、第６５条で「行政権は、内閣に属する」、第７６条で「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」と規定していまして、これも御指摘の三権分立を基本原理としております。こういうことからすると、憲法を守るべき立場である行政機関の長である首相が、憲法改正という立法機関である国会に属する権限に言及をしていることにはなります。

まず、首相が憲法改正に言及したことが問題かどうかということであります。首相は行政府の長であり、国会議員であるとともに、政党の党首です。首相は、議員御指摘の５月３日、憲法改正を求めるイベントに寄せたビデオメッセージで次のように述べています。ポイントだけ申し上げます。憲法改正は、自由民主党の立党以来の党是です。憲法を改正するか否かは、最終的には国民投票によって国民が決めるものですが、その発議は国会にしかできません。私たち国会議員は、その大きな責任をかみしめるべきであると思います。私たち国会議員は、憲法改正の発議案を国民に提示するための具体的な議論を始めなければならない、その時期に来ていると思いますと。引用は正確に行っていますが、こういう発言がされています。まさに、憲法の枠組みを認識し、みずから３つの立場に立っての発言であります。また、憲法第１９条及び２１条などでは、思想及び良心の自由や言論、出版その他一切の表現の自由が保障されております。

こういうことからすると、撤回とかというようなことでは私はないと思いますけども、３つの立場を持っておられるとはいえ、憲法改正に関して公の場で積極的に発言するということは、行政府の長である首相という立場を尊重して、一般的には自制をされることが望ましいんではないかなというふうに思います。

もう少し考えますと、今回のメッセージが、詰まるところ、憲法改正は自分が率いている政党の党是です。憲法改正は国会の発議により国民投票によって決めるものです。国会

議員は、その大きな責任をかみしめて具体的な議論を始める時期に来ていますという内容にとどまっているんであれば、それならあえて首相が言う必要があるかどうかということもありますけども、許容範囲ではないかなというふうに思います。

しかし、メッセージ内容には、さっきも御指摘のように、憲法の改正の時期、そして内容まで踏み込まれています。改正時期というよりは施行時期と改正内容まで踏み込まれているので、これはやはり国会の憲法審査会の審査状況、またみずからの政党の公式文書である日本国憲法改正草案とも異なっていますし、そのときの報道では、メッセージ公表段階での党内議論とも整合性がとれていなかったようであります。その後の報道では、後追いで党内での整合性がとられているようでありますけども、外で表明して中を動かすというのは、政策推進とか企業経営ではあってもいいと思うんですけども、こと憲法に関する限りはもう少し慎重にされたほうがよかったんではないかなというふうに心配をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君）　野並議員。

○８番（野並享子君）　国民の中では、これは１０代から３０代の方々のアンケートですが、「憲法を変えるべきでない」、「どちらかといえば変えるべきでない」というのが５８．４％ということで、国民の過半数以上の若い方々もそういう形で発言を、アンケートに答えられておられます。

この安倍首相の発言のもとになっているというのが、この５月３日の改憲集会で、古屋自民党選対委員長が自分の私案として３項に、前項の規定にかかわらず、自衛のための自衛隊を置くことができるとしたらどうかという発言をしております。

また、もう一つは、昨年、日本会議の政策委員の伊藤哲夫氏が出した案であります。３項に、ただし、前項の規定は確立された国際法に基づく自衛のための実力の保持を否定するものではないというふうに明記すればということで、「明日への選択」、昨年の９月号でこういうことを書いて発表されておられます。

こういうふうなものが安倍首相の発言をされた根底にあるんではないかというふうに思いますが、市長、どう思われますでしょうか。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　安倍首相の発言の背景を御説明されて、どうですかと言われても、私は何の答えようもございません。

○議長（坂口哲哉君）　野並議員。

○８番（野並享子君）　突然発言をされて、自民党の憲法草案でも国防軍ということが明記されていたのに、自民党内でも諮らずにおっしゃった。その根底がこの自民党の選対委員長とか日本会議の方の、そういうなんがベースになって発言をされています。本当にもう国民に対しての挑戦といいましょうか、憲法を無視した発言を平気でされるという状況においては、確かに言論の自由はあるかと思いますけども、やはり内閣総理大臣ですから、９９条をやっぱりきちっと守っていただくというのが基本やというふうに思います。言っておられる方が総理大臣ですから、これはやはりほかの一般の議員さんが言っておられるのとはわけが違いますからね。やはりこれは本当に重大な発言だというふうに思いますので、市長は心配をしているということをさっきおっしゃいましたけども、憲法、これが変わらんようにというか、９条を守っていくということに対して、最後、市長の思いを聞かせてください。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　今回は憲法改正のことで、９条は通告を受けていませんので、また別途お聞きいただいたら、従来も見解示していますけど、今回は総理の発言の、手続とか、そういったことについての御質問でしたので、見解を述べさせていただきました。

○議長（坂口哲哉君）　野並議員。

○８番（野並享子君）　また、そしたら、どっちにしてもこのまま安倍首相は突っ走っていくと思いますので、委員会を開かずに共謀罪を、きょう、参議院の本会議で可決をするという、本当にもう戦争への道をひた走りに走っている方ですので、また議論したいと思います。

　以上です。

○議長（坂口哲哉君）　次に、通告第６号、第１２番、市木一郎議員。

○１２番（市木一郎君）　１２番、市木一郎でございます。

　それでは、２点について、一問一答方式で一般質問を行います。

　まず、副市長の選任についてですが、この質問につきましては、平成２４年の１１月、平成２５年の１１月、今回で３度目というようなことでございますが、このような状況は非常に残念なことでございます。

　まず１番目に、滋賀県内で、野洲市以外の１２市で副市長が選任されていないところはあるのかをお尋ねいたします。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　市木議員の副市長選任についての御質問のうちで、副市長が専任されていない市についての御質問にお答えします。

６月８日現在で調べましたところ、東近江市、そして米原市で副市長が空席と聞いております。

○議長（坂口哲哉君）　市木議員。

○１２番（市木一郎君）　今、東近江市と米原市が６月８日現在で空席ということでございまして、私もネットで見ましたら、ここの両市はいずれも副市長がおられたと思います。たまたまこの時点でおられないということだと思いますが、いずれ選任されるであろうと思います。そういう意味からいきますと、実質副市長が長期間にわたって選任されていないのは当市だけだというふうに思いますが、そういう認識でよろしいですか。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　認識というか、事実ではないのかと……。

○議長（坂口哲哉君）　市木議員。

○１２番（市木一郎君）　それでは２番目に行きます。

副市長の空席が７年余り続いていますが、選任に向けての現在の状況についてお伺いをいたします。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　ふさわしい方があったら、ぜひなっていただきたいということで考えております。

○議長（坂口哲哉君）　市木議員。

○１２番（市木一郎君）　それでは、ふさわしい方があればぜひにということなんですが、この副市長が選任できない原因はどこにあるとお考えでしょうか。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　考え、先、認識、事実、考える。私、前も１回御質問ありましたから言いましたが、２期目の途中にお願いするとなかなか厳しいので、当選しまして就任するまでの間に、想定していた方に実質３名、一気に３名じゃなしに、きちっと順番を尽くして３名お願いしましたが、いろいろ熟考していただいたけど、断られました。断られる理由はなかなか任にたえないというか、本人の能力の問題じゃなしに、状況から考えると厳しいと。

何かと言われると、御質問だからあえて言いますけども、やはり病院問題が二転三転しているこの議会の状況等を考えますと、その病院の問題も難しいでしょうし、恐らく私がその立場であれば、提案されてもきちっと賛成していただけるかどうか、９・９で議長が決めるということが起こっているような議会にあえて名前を出したくないと、これは私の推測ですけども、あえて聞かれたので申し上げますけど、そういったことが支障になっている可能性もあるんではないかなというふうに思います。

○議長（坂口哲哉君）　市木議員。

○１２番（市木一郎君）　何も副市長１人が病院問題でどうのこうのじゃなくて、これはもうチームでおやりになることですから、やはり私は選任されるべきだと思いますし、どうもいろいろ聞いていますと、山仲市長のやっぱり市政運営の方法にあるのではないかという、私もそういう思いをするんですが、御本人はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　そんなふうには全く考えていません。

ちょっと。

○議長（坂口哲哉君）　はい、反問。

暫時休憩いたします。

（午後３時３３分　休憩）

（午後３時３４分　再開）

○議長（坂口哲哉君）　暫時休憩に引き続き会議を開きます。

市木議員。

○１２番（市木一郎君）　それでは、４点目に参ります。

地方自治法第１６１条は「都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる」、項２、「副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める」ともあり、また自治総研通巻３９２号の２０１１年、少し古いですけども、２０１１年6月号の１０４ページには、「副知事・副市長は、原則として必置の機関であり、置かない場合は条例によることから、条例なしに相当期間空席になることは適当でないことがあげられる」と記載をされております。

７年余りの空席は、法令遵守の観点から問題ありと言わざるを得ません。早急に副市長を選任するか、副市長を置かないことを条例で定めるべきと考えますが、見解をお伺いします。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　御承知のように、前は地方制度調査会の答申を申し上げましたけど、もう既に今月になってから地方自治法の改正ができておりまして、議選の監査委員は置かなくていいというふうになっております。現状じゃないですよ、もう改正、施行されてからですから。６月２日に参議院本会議で可決をしておりまして、施行日はまだですけども、議選の監査委員は置かなくていい。これは、私、前、地方制度調査会の答申がもう既に前の質問のときに出ていましたから申し上げていますけども、そこにこういうふうに書いています。

（「暫時休憩を要求します」の声あり）

○議長（坂口哲哉君）　副市長の問題です。

○市長（山仲善彰君）　ごめんなさい。勘違い、勘違い。勘違いです。ちょっとほかのこと考えていたから。腹が立ったから。訂正してください。

○議長（坂口哲哉君）　はい。どうぞ、市長。

○市長（山仲善彰君）　いや、ちょっとやじをとめてください。やじ。やじが多過ぎます。

○議長（坂口哲哉君）　余りしゃべらないようにね、議員は。静粛に。

市長。

○市長（山仲善彰君）　改めて申し上げます。

従来から申し上げているように、適切な方があったらぜひにというふうに窓口をあけていますから、これを改正してしまったら閉じてしまうことになります。何も私一人でやりたいと思っていませんけども、お願いしてもこういう状態ですから。いや、議員さんのことを思ったのは、どうせ１０月に改選ありますから、また状況が変わると思いますから、そのときにと思ったんで、ちょっと議員さんから次の質問のほうへ頭行きましたけど、しばらくきちっといい方を恒常的にお願いするような体制をとりつつ、また体制も変わることも含めて考えたいというふうに思っています。だから、当分の間は条例の改正なり、置かないという条例改正は行うつもりはございません。

以上です。

○議長（坂口哲哉君）　市木議員。

○１２番（市木一郎君）　今の答弁の趣旨は、いつもふさわしい方がおられたらと、こういうふうにおっしゃっていますが、そう言い続けて７年余りなんですよね。副市長が７年余りも空席状態ということは、やっぱり明らかに地方自治法の１６１条に違反していると

いう、こういうことですと思いますが、今、もし置かないという条例を定めたら置くことができなくなるというような、たしか答弁だったと思うんですが、やはり違法状態を解消するという、いわゆる法令遵守ということから言えば、まず現状、当面できないという判断ならば、条例で置かないと一旦定めて、適当なふさわしい人が見つかったらすぐにでも条例を廃止したらいいんですよ。それは、市長、できるでしょう。だから、私、やっぱり地方自治法というものをないがしろにしてはいけないと思いますよ。やっぱり７年間も副市長を置かないというか、地方自治法で置くとなっているんですからね。ただし書きで、条例で置かないことができるという道も示されているわけですから、やっぱり違法状態をこのような長期間続けているというのは、私はやっぱり非常に問題があると、こういうふうに思いますが、市長の見解をお伺いします。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　まずは、条例で定めたら置かなくていいということは、先ほどの憲法ではありませんけども、法の根本の趣旨から言ったら、市長がない町はないですけども、副市長はなくてもいいと。定めればなくてもいいということですから、まずそういう法の精神であるということです。

　ただ、私としてはふさわしい方がおられたらというので、制度を置いとこうと思いますし、私の市政だけじゃなしに、野洲市として副市長は要らないという条例にしてしまうということについては、そこまでの責任は私にはない。今、市木議員が、当面要らないんやったら条例で改正したらええと、そんな簡単なもんではなくて、野洲市の市政運営体制をどうするかという判断ですから、今はふさわしい方がおられない。これは、私、さっき病院を副市長という意味違いますよ、病院の事業が議決されてみたり、されてみなかったりとか、こういった大変な状況になっているので、そこに、いわゆる火中の栗を拾いにくるという、そういうことであって、副市長に病院問題をやらすとかやらさないとか、そういう話と違います。いずれにしても、あえて今、野洲市として副市長を置かないという条例改正をする必要はないと考えています。

○議長（坂口哲哉君）　市木議員。

○１２番（市木一郎君）　そうしたら、市長の任期中、ふさわしい方が出てこられなかったら、結局は副市長は実現しないと、こういうことになるわけですが、どうもやはり地方自治法の趣旨から言うと、やはり腑に落ちないんですよ。これ、やっぱり野洲市として副市長の選任に早急にこれは取り組むべきだと私思いますよ。

過去の質問でも言ったかもわかりませんけども、例えば職員の中からであるとか、あるいは職員ＯＢの中であるとか、県庁のＯＢであるとか、あるいは国、いろいろ手法はあると思うんですけどね、やはりいろんな方法を駆使して、この７年余り空席の副市長を置くという、これにやっぱり取り組んでいただきたいと私思うんですがね。もうこの件については最後でいいです。答弁お願いします。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　問題なしと考えます。

○議長（坂口哲哉君）　市木議員。

○１２番（市木一郎君）　それでは、監査委員の選任についてをお伺いいたします。

昨年１１月８日の臨時会で議員の監査委員を推薦いたしましたが、いまだ選任の提案をされておりませんが、その理由をお伺いします。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　市木議員の監査委員の選任に関する御質問にお答えします。

これ、前も申し上げたと思うんですけども、昨年の１１月、坂口議長が市長室に来られて、ある方を監査委員にということで推薦しますとおっしゃったんですけども、私はその方は推薦する、私としては決定ができないので、同意の提案はできませんので、別の方をお願いしたいと申し上げました。そしたら、１２月議会にまたと言って帰られまして、待っております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君）　市木議員。

○１２番（市木一郎君）　決定ができないというのはどういう意味かちょっとわからないんですが、議会が議選の監査委員を推薦したわけですから、当然ながら提案をされるべきと思いますが、提案の決定ができないということは、その人物に何か問題があると、そういうようなふうに推測はできるんですが、どういう意味ですかね、決定ができないというのは。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　議会の案件として出す決定が私としてはできがたいので、別の方を推薦いただきたいと申し上げました。ここには当時の議会事務局長も入っていましたし、正副議長が来られていまして、私としては、１２月にと言って坂口議長が帰られたので、１２月に別の方を議会から提案いただけるものとして待っておりました。本当にそうです。

○議長（坂口哲哉君）　市木議員。

○１２番（市木一郎君）　議長におっしゃったというのは、議員全員には知らされておりませんし、私も今ここで初めて聞きました。別の方を推薦ということは、議会が推薦をした人物は推薦できないというと、どういうことなんですかね、これ。別の方をというのは。

（「……」の声あり）

○１２番（市木一郎君）　いや、議会の推薦ですよ、議選の監査委員ですから。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　反問します。

○議長（坂口哲哉君）　はい、反問。

暫時休憩いたします。

（午後３時４５分　休憩）

（午後３時４５分　再開）

○議長（坂口哲哉君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、市長、反問をお願いします。

○市長（山仲善彰君）　市木議員にお聞きをいたします。

日本の地方自治制度で議選の監査委員というのは定められていますけども、議選の監査委員の選任の手続の一連の流れをきちっと御説明願います。

○議長（坂口哲哉君）　市木議員。

○１２番（市木一郎君）　これは例年１１月の臨時会で議長、副議長の改選が行われますが、それに伴って議選の監査委員も改選というか、その絡みで変わるわけですね。それで、あれはたしか全協か、何か多分議員全員が集まったとこで、選挙で議会推薦の監査委員を選出していると思います。

○議長（坂口哲哉君）　はい、市長、何かあり……。

○市長（山仲善彰君）　地方自治法とか地方自治法施行例とか野洲市条例とか、法的根拠……。

○議長（坂口哲哉君）　市木議員。

○１２番（市木一郎君）　いや、慣例に従って行っているということでございます。

○市長（山仲善彰君）　慣例で……。

○議長（坂口哲哉君）　暫時休憩しよう。暫時休憩。

（午後３時４７分　休憩）

（午後３時４７分　再開）

○議長（坂口哲哉君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

市木議員。

○１２番（市木一郎君）　慣例に従って、議会選出の監査委員を選んでおります。それで、議長から市長に推薦というか、選任の依頼をしていただいておるはずです。

（「休憩とってください」の声あり）

○議長（坂口哲哉君）　暫時休憩します。

（午後３時４８分　休憩）

（午後３時５０分　再開）

○議長（坂口哲哉君）　市木議員。

○１２番（市木一郎君）　市長の反問にお答えをいたします。

私の２番目の質問事項に全て書いておりますけども、地方自治法第１９６条第１項は「監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とするものとする」という、この地方自治法１９６条に基づいて、野洲市議会の全議員が集まった場で選挙、最終的には選挙ということになりますけども、過半数をとった方を議会選出の監査委員として議長に結果を報告して、議長が市長に報告をするということでございます。そんで、市長が発議をして議会に提案をされ、そこで承認を得てという手続ですが、その市長の発議がされないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　ありがとうございました。

○議長（坂口哲哉君）　市木議員。

○１２番（市木一郎君）　今、市長の反問に答えると同時に、これが私の２番目の質問でございます。法令遵守の観点から、市長はいかがお考えかをお伺いをいたします。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　今、図らずも朗読いただいたように、市長が議会の同意を得て議員のうちから選任すると。だから、議会の同意を得て選任するということですね。議会の

同意を得る方の選定のことは書いていません。これが法律には、今読まれたように、市長が議会の同意を得て、そしてその上で選定するんです。同意は要件ですけど、同意で完結はしません。その上です。同意を得る方を、じゃあどうして選ぶのかは、どこかに書いていますか。読まれなかったということは書いていないんです。ですから、議会は同意するか不同意にするかの権限はお持ちですけども、市長は議員の中から、制度で言っているんですよ、さっきも副市長で徹底的に制度で来られたから、私、制度で言っているんです。市長は、市議会議員さんからしか選べませんけども、それを選ぶのは市長が独自に選べるんですけども、でも議員さんにゆだねて、いい方をお願いしますと。これ、慣例で、私になってからやってきています。

選挙をしたとおっしゃるんですけど、選挙かどうかは、これはどこにも書かれていません。市議会議員さんが選挙されたということです。恐らく過去の両町、合併前は選挙はしておられなかったんではないかなと私思いますけども。滋賀県議会でも、私は知っていますけども、今はどうか知りませんけど、選挙はしていません。議長が責任を持ってか、あるいはもう首長が責任持って、この方でいきますと。決まったらなります。

ですから、今回は坂口議長から名前が挙げられましたけども、私としては議会の同意を求めるというみずからの決定をするに足る根拠がなかったので、別の方を御指名いただきたいと言って、結構素直に帰られたんですよ、わかりました、じゃあ１２月にまたとおっしゃったので。何かその後で、もうことしになってからだと思うんですね、時期が過ぎてからか、去年の１２月の議会の途中に、またというのは同じ方をもう一回上げるという意味だと、何かそういう解釈だとおっしゃったんですけども、いや、その場にいた方は皆さん別の方を推薦しますというふうにして帰られたと思います。現に、私になってからでも一、二度、１．５回ですけども、この方は私としては責任持って監査委員さんとしては、同意案件としては出せませんのでお断りした件があります。やはり人は物すごく大事です。同意を求める限りは責任持って私は出させてもらいます。だから、もうそれだけの話ですよ。だから、私から見たらですね、坂口議長は約束を果たしておられない。坂口議長から見たらどう思っておられるか知りませんけども、私は昨年の１１月にお願いをしました。別の方を推薦いただきたいということであります。

○議長（坂口哲哉君）　市木議員。

○１２番（市木一郎君）　法令遵守の観点からいかがお考えでしょうかと言っているんですけど、何か答えになっていないような気がするんですが。

議会の同意を得てというような答弁が中にありましたけども、議会が同意しようにも発議がなければ同意ができないんですよ。だから、なぜ議会が選挙とはいえ多数決で推薦をした人が発議できないのか、非常に私は不思議なんです。

じゃあ、次行きます。

そしたら、平成２８年１２月２３日付の毎日新聞に、「市長、監査委員提案せず」、「病院反対派　「議選」不在は異例」との見出しで、「市の監査委員２人のうち１人は議員から選任する「議選」で、市長が議会推薦の監査委員を提案しないのは異例だ」と報じられています。山仲市長は常々、透明・公平・公正性の確保と言われていますが、とてもそのようには思えませんが、説明を願います。

○議長（坂口哲哉君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　透明だからここまで全部その場のことを言っていますし、そして現に、私、ほかの方を推薦していいとおっしゃるんだったらしますけども、何が何でも１１月に議長が提案された方でないとと言われると、私としては責任持てませんということでありますから、だからほかの方でも結構ですよと言ったら、いや、この方しかだめだとおっしゃった。私、あそこで何か選挙されたのを、私、その場にいませんから知りませんけども、次点の方をというふうに言ったけど、それはだめだとおっしゃったわけです。

だから、私、拒絶していませんよ。もしか、市木さんは最大会派におられて、９・９まで持っていける方ですから、あと議長もオーケーであれば、ここにおられる１９人の方から私が納得できる方をお願いして認めるとおっしゃるんであれば、これ以外の方はおられないから、ここにおられる方の中で私が今議会に同意案件出すとおっしゃって、私が出した人が、皆さんよく御存じですよ、もうお仲間ですから。４年近く一緒にやっておられて気心も政治思想もわかるから。その方で私が同意案件出したら絶対認めるとおっしゃっていただくんやったら、今議会に出します。

○議長（坂口哲哉君）　市木議員。

○１２番（市木一郎君）　質問の答えになっていないと思うんです。責任持てないというのはおかしいですよね。監査委員というのは、やはり行政をチェックするという立場ですから、その方がどなたであろうと、予算執行が正しくされているのかとか、いわゆる政策がきちっと遂行されているのかとか、事業も含めて、いわゆるチェック機能としての議選の監査委員ですから、責任持てないとか持てるとかという問題じゃないと思うんですよね。やはり、まあ透明は今おっしゃいました、公平・公正性の確保しようとすれば、たとえ自

分が気に入らない、個人的に気に入らないという人物でも、監査委員、いわゆる議会選出の監査委員って非常に私は重いと思います。６月８日に一部、法が改正されるということなんですが、現状はそのままですからね。やはり私は地方自治法の１９６条を遵守されるべきと考えますが、最後にお答えをいただきたいと思います。

〇議長（坂口哲哉君）　市長。

〇市長（山仲善彰君）　まず、明言しておきますけども、個人的感情で気に入らないとかということでは一切ありません。

〇議長（坂口哲哉君）　続けてください。

〇市長（山仲善彰君）　もう反問しても認めてもらえないからやりませんけども、今回、地方自治法でなぜ議選の監査委員がなくなったのか、その根拠は多分御存じだと思うんですね。ここに書いています。議員さんにちょっと申しわけないんですけども、これまで監査委員のうち最低１人を地方議員にするよう定めてありましたが、会計制度の知識が乏しい議員が務めていることの指摘が出ていたことを踏まえて、もちろんここには会計知識の豊富な方もおられると思いますけども、誰でもできると今おっしゃったからあえて言ったんですけども、そういうことから地方制度調査会で提案があって法律改正まで至っています。

だから、誰でもいいという話ではなくて、市長が同意を決断するに当たっては、私は個人的なことではやっていないつもりです。やはり、でも公正さとか能力とか、そういったことは当然必要ですから、そういった個人的な条件以外で御提案の方については、私はみずから決定できないと申し上げました。

この新聞記事、もう一回コピー持ってきてもらったんですけど、あえて触れられましたから言いますけども、この選挙とか病院とか全く関係ないです。１１月の時点でもうそういうといいますか、もっと早くからこの方に関しては、私はふさわしくないと思っていました。

以上、お答えといたします。

〇議長（坂口哲哉君）　市木議員。

〇１２番（市木一郎君）　もうやめとこうかと思いましたけど、最後に出ましたね、ふさわしくないというのが。非常に失礼な話ですよ、これ。本当に失礼、その方に。それだけ申しときます。

以上で終わります。

○市長（山仲善彰君）　ちょっと待って、……。

（「終わりです」の声あり）

○市長（山仲善彰君）　これは大事です。

（「大事でも関係ない。終わったんですよ、質問者」の声あり）

○議長（坂口哲哉君）　質問終わられましたよ。

○１２番（市木一郎君）　反問ですか。

（「……。議長、……」の声あり）

○議長（坂口哲哉君）　何を言いたいの。えっ。

○市長（山仲善彰君）　発言を……。

○１２番（市木一郎君）　発言……それはおかしい。

（「そんなんないやん」の声あり）

○議長（坂口哲哉君）　発言。

○１２番（市木一郎君）　そんなんあらへん。

（「個人的に言ってください、終わってから」の声あり）

○１２番（市木一郎君）　とめて、とめて。

（「本人が終わっているから……」の声あり）

○議長（坂口哲哉君）　暫時休憩します。

（午後４時０３分　休憩）

（午後４時０４分　再開）

○議長（坂口哲哉君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議はこれにとどめて、延会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君）　御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明１６日は午前９時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後４時０４分　延会）

野洲市議会会議規則第１２７条の規定により下記に署名する。

平成２９年６月１５日

野洲市議会議長　　　　坂　口　哲　哉

署　名　議　員　　　　岩　井　智恵子

署　名　議　員　　　　髙　橋　繁　夫